

令和6年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年9月11日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第75号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第76号	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第77号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第5	議案 第78号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第79号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第80号	財産の無償譲渡について(神岡町旧白樺荘)
第8	議案 第81号	飛騨市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第82号	令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第10	議案 第83号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第11	議案 第84号	令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
第12	議案 第85号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第13	認定 第1号	令和5年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第14	認定 第2号	令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第15	認定 第3号	令和5年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年9月11日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	認定 第4号	令和5年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定 第5号	令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定 第6号	令和5年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定 第7号	令和5年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定 第8号	令和5年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第21	認定 第9号	令和5年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定 第10号	令和5年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定 第11号	令和5年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定 第12号	令和5年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定 第13号	令和5年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第26	認定 第14号	令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第27		一般質問

○出席議員（13名）

1番				成昭子
2番				廣孝
3番				要二朗
4番				美博
6番				憲子
7番				子
8番				
9番				
10番				
11番				
12番				
13番				
14番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
総務部長	谷	尻	孝	之
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	さ
農林部長	野	村	久	徳
基盤整備部長	森		英	樹
環境水道部長	横	山	裕	和
教育委員会事務局長	大	庭	久	幸
会計管理者	渡	邊	康	智
消防長	堀	田	丈	二
病院事務局長	佐	藤	直	郎
危機管理監	高	見	友	樹
建築企画監	砂	田	健	康
財政課長	上	畑	浩	郎

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	倉	坪	正	明
書記	畠	中	み	な

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（井端浩二）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。理事者側で森田企画部長が欠席です。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（井端浩二）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、1番、佐藤議員、2番、中田議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第75号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第26 認定第14号 令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

日程第27 一般質問

◎議長（井端浩二）

日程第2、議案第75号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第26、認定第14号、令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの25案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。25案件の質疑と併せて、これより日程第27、一般質問を行います。

一般質問について皆様へお伝えいたします。本会議において議長の許可のない発言は認められません。一般質問は、市の一般事務の範囲であること、通告外にならないことにご注意ください。また、議会の品位を重んじて、不穏当な発言がないよう会議規則を遵守して通告に沿って発言してください。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に11番、前川議員。

〔11番 前川文博 登壇〕

○11番（前川文博）

議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回大きく4点質問をさせていただきます。1点目が、市税の課税誤りについて。2点目が、職員の働きやすい職場を目指して。3点目が、林道の修繕について。4点目が、通学路の安全確保についてお伺いいたします。

それでは1点目、市税の課税誤りについてお伺いいたします。中身は2つあります。1つ目が、今後の体制と作業ミスの防止について。2つ目は、公表の基準はどうなっているのか。

7月16日に住民税の課税誤りについての記者発表がありました。6月27日に市民からの問い合

わせで市県民税の誤りが発覚したものです。8月23日には、この件について8月22日付の処分が公表され、担当者は同日付で依願退職したと報道されました。今回の課税誤りは、税務課の業務が多忙になる時期に国の減税に伴う作業が増加し、さらに係長が病気休暇となり、人員が不足していたことが原因と考えられています。

市県民税の未処理件数は173件、資料秘匿は143件の合計316件。影響する税額は増額が90件で1,088万7,000円、減額は60件の184万9,000円。影響しない件数は166件でした。増額となる部分を平均してみますと、1件当たり12万円の増額。それに伴い国民健康保険では保険料変更などの対象者は71件で、増額は42件624万3,000円、1件当たり9万円の増額。後期高齢者医療保険では保険料変更などの対象者が112件で、増額が24件232万4,000円、こちらは1件当たり9万円の増額。介護保険では保険料変更等の対象者は86件で、増額は15件45万9,000円、1件当たり3万円の増額となっております。市県民税と健康保険分、介護保険分で1件当たり平均24万円の増額という結構大きな金額です。減額については平均で10万円となっております。

8月26日には、この件に対する問い合わせが多いとの理由で、飛騨市のホームページにQ&Aの形で問い合わせについての回答が掲載されております。

そこで1点目、今後の体制と作業ミスの防止について伺います。今回の税務課の課税ミスは、例年どおりの体制、主な担当1名と係長を含む補助者3名の担当係員合計4名で組織的に分担して作業を行っていましたが、日々の業務の遅れを取り戻す作業に追われ、本来期別に行う業務を1回で処理しようとして無理が出てきて、未処理や秘匿へとつながってしまったようです。税務は所得から税金を計算し徴収する部分であり、非常に風当たりがきつい部門でもあります。飛騨市の業務は多岐にわたります。ほかの部や課でも作業ミスは発生していると思います。今回は税務課でしたが、今後の作業ミス防止のため、また、税務課の立て直しと言っては言い過ぎになるかもしれませんが、どのような対策を考えて実行されているのかお答えください。

2点目、公表の基準はどうなっているのかということです。市県民税は件数も金額も大きなものとなっております。これまでも課税ミスなどの案件があったのではないのでしょうか。課税ミスはないにしても、取り扱いミスによる作業の間違いはいろいろあると思います。こういったときの公表する基準はどのようになっているのかお答えください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

谷尻総務部長。

※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

まず冒頭に、今回の税務課職員によります不適切な課税処理につきましては、多くの市民の皆様にご迷惑をおかけしましたこと心からお詫び申し上げます。また、課税業務のみならず市役所業務全体の信頼を損ねましたことにつきましては、全力を挙げてその信頼を回復すべく取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

それではご質問の1点目、具体的な取り組みにつきましてご説明申し上げます。

大きく2つの方針から申し上げます。まず1つ目の方針としましては、基本の徹底です。このことは今回の事案を検証しますと、その要因については何か特別なことではなく日常業務の積み重ねが重要だということになります。そのことを踏まえ、4つの改善策について具体的に申し上げます。

まず、1つ目は整理整頓です。このことは今回の書類の隠匿にもつながりますが、書類の管理や情報の管理を徹底することです。きれいな環境の中で業務をすることで思考も整理され、効率的な業務執行が期待されます。早速8月の新体制に入り、書庫の整理を2日間行うとともに、未処理の資料については場所を固定化するなど見える化を図っているところでございます。

次に、2つ目はスケジュールの管理です。税務課は年間のスケジュールがほぼ固定化されており、かつ、月次処理についても同様です。今回の事案ではその管理が甘く、業務の遅延が見過ごされてきたことが要因の1つです。そこで、早速係ごとに年間及び月次のスケジュールカレンダーを作成するとともに、担当者を明確にし、かつ、課内での情報共有を図りました。管理監督職はこのカレンダー等を基に業務の執行管理を行っております。

次に、3つ目は業務の見える化です。このことは前述の取り組みと重複する部分もありますが、各業務における手順書、いわゆるマニュアルの作成を行っております。なお、作成に当たり、事前に作成する方式ではなく業務のポイントを日記のように記録することで、その業務が終了した時点で手順書が完成する方式としました。このことは多くの職員が税務経験が浅いため、実際に経験した手順を記録したほうが作りやすく、理解しやすいと判断したものでございます。

最後に、4つ目は各種法令等の教育です。このことは日々業務の煩雑さゆえ、前年の業務をなぞることが多く、その本質を理解することなく業務が行われている実態が判明したからです。現在、各決裁においてはその根拠となる法令を添付するよう指導するとともに、それぞれの業務について積極的に外部の研修等に参加させています。

次に、2つ目の方針でございます。業務手順の見直しです。先ほども申し上げたとおり税務課の業務はほぼルーチンワークです。そのため、業務のフレームは前年踏襲の業務体系となっていることから、各業務の手順が常態化し、改善の思考が働きづらい環境でした。そこで、業務時間の短縮と正確性の向上を目的に情報システム係とも連携し、いま一度それぞれの業務手順を再確認するとともに、そのツールとしてDX化が図れないか現在検討を重ねているところでございます。併せてアウトソーシングできる業務についても検討しており、今後の政策協議を経て少しでも次年度に向けて進めていきたいと考えています。

以上、具体的な対策を申し上げましたが、大切なことは、一つ一つ丁寧に推し進めるとともに、進捗管理の徹底です。税務課職員一人一人が共通の目標として認識し確実に取り組むことで、結果、市民からの信頼を得ることができるよう努力したいと考えております。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それでは、公表基準についてお答えします。現在の市の公表基準は令和5年10月に策定してお

ります。元々の基準は令和2年3月に策定されていましたが、その後の世論や社会情勢の変化を踏まえ、市民から不信感や隠蔽体質等の疑惑を持たれることがないようにすることを目的に見直しをしました。この見直しに当たっては他自治体の事例調査及び弁護士事務所への相談等を経て案を作成した後、係長から課長級までの142名を対象とした意見調査を行い、これを反映した改正案をさらに部長会議で議論して決定しております。

ここでは、事案発生の経緯・態様、影響期間の長短、金額の大小、被害者数、被害・影響の軽重、マスコミや市民が承知した場合の影響、犯罪捜査・裁判等への影響、被害者への特別な配慮、被害の回復・原状復帰の程度、示談等の成立、被害者の意向等について所管部局長等が「報道発表評価・判定シート」を作成の上、総合的に検討を行い、その結果を関係者を交えて議論し、最終的に市長協議を経て決定するというプロセスを遵守しております。

もう少し具体的に申し上げますと、例えば事案等の発生形態では、故意か重過失あるいは軽過失か、被害や影響を受ける人数が10名以上、3人～10人、2人以下のいずれに当たるか、被害の原状回復が不可能なのか、見込みがあるのか、あるいは既に回復済みなのかなど、多岐にわたる基準での判定を行うこととしております。その上で、顧問弁護士に確認を行うほか、県や他自治体で同様の事案の対応についての問い合わせを行い、参考にすることもあります。

ただし、被害者が公表を希望しない場合、被害者が特定される恐れがある場合、DV、いじめ、障害者等被害者に特別な配慮が必要な場合や、犯罪捜査や裁判等に支障を来す場合は公表を控えるようにしております。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○11番（前川文博）

今2点について答弁いただきました。対策されているとやっているということで、この先これが出てこないということが一番必要なことです。一番最初に基本の徹底という話がありました。私も以前いた職場では基本動作というものがあった、これをかなり叩き込まれて、これをやるのに多分2か月ぐらい仕事の流れの中でやらされた。それで身についていくということもありますので、この基本の徹底というのは非常に重要だと思います。やっぱり人が少なくいろいろな業務を兼ねてしまう、流れでやってしまうというところでのミス、そしてそれをできないということを言えなかったのが今回の一番重要なところだと思いますので、それは部の中、またはその組織の中できちんと見ていただいて、今後こういったことが出てこないようにしていただきたいと思います。これについては再質問のしようがありませんので、これで終わります。

次に、2点目です。職員の働きやすい職場を目指してということ。中は6点ございます。職員の社会人採用者数と希望退職者数は。2点目、物価高騰による給与改定について。3点目、休暇制度の拡充は。4点目、会計年度任用職員の待遇改善は。5点目、各種委員の報酬や費用弁償について。6点目、窓口受付時間の短縮による影響は。

今回8月5日の総合政策審議会で「終身雇用の時代は終わり、スキルアップやキャリアアップで転職をしていく時代。」というような発言がありました。現に今公務員も自治体間での再就職も盛んに行われていて、待遇や働きやすさ、休みやすさなど条件を見て自治体間での転職も多くなってきております。

そこで、1点目の職員の社会人採用者数と希望退職者数について伺います。飛騨市からほかの

自治体への転職、反対にほかの自治体から飛騨市への転職など、数年前に就職氷河期時代の方々を救済するという制度ができて、30代、40代、それ以上の採用が増えてきました。その頃から公務員の社会人採用というのも増えてきて、補っているというような状況です。たしか昨日だったと思うんですが、松山市で中途採用、去年は2名募集したら88名応募してきたと。今年は3名に対して96名ということで、非常に狭き門だということまで出ておりました。飛騨市の職員は、年齢構成のグラフを見ますと極端なひょうたん型といういびつな形まではいっておりませんが、全国的な例からいきますと50歳前後が一番多く、40歳前半から30歳代が少なくなっているところには大体当てはまってくるのかなと思います。そこで、令和5年度の社会人採用者数と希望退職者数がどれぐらいあったのかということをお伺いします。

2点目です。物価高騰による給与改定についてです。今いろいろな会社、企業で物価が高くなったということで給与アップをしないと無理じゃないかということで話が出ております。そこで、人事院からも国家公務員の給与についての勧告が出されました。内容は、月給を前年比で2.76%、1万1,183円の引き上げ。ボーナスも0.1月分の増額というものです。これは3年連続で約30年ぶりの高水準ということになっております。バブルがはじけてから給与の上昇がなかった時代が終わって、今上がってくるという状況になってまいりました。その中身は、初任給の大幅な引き上げが求められているというところで、大卒の総合職では2万9,300円増、約15%。大卒の一般職では2万3,800円増、約12%。高卒の一般職では2万1,400円増、約13%と過去最大の引き上げとなっております。平均で2.76%の増加ですので、どこかで調整されないとこの15%とか12%という数字が出てまいりません。調整されてほとんど昇給がない年代も出てくるのではないかと思います。まだはっきり分らないと思いますけども、令和5年度を参考に、どのような給与改定が行われると予想されるのかお答えいただきたいと思います。

3点目、休暇制度の拡充についてです。最近では給与面よりも、時間から時間まで働き、定時で帰れて、休みはしっかり取れる職場を求めている傾向もあり、自治体間でも公務員の獲得合戦ではありませんが、よりよい福利厚生や働きやすい職場が必要だと考えます。飛騨市の休暇制度は充実しておりますが、内容は人事院から提示されている最低ラインのものが多いのではないかと思います。例えば民間のお盆休みに当たる夏季休暇は3日となっております。隣の高山市では夏季休暇という名目ではなく、リフレッシュ休暇として5日以内という定めになっておまして、市長が定めるということで現在は3日と定めて運用がされている状況です。年次有給休暇の取得率向上も必要だと思いますが、夏季休暇などはほぼ100%取得というのが現状で、必ず取れという状況でされているのが現状ではないでしょうか。例えば、学校行事やPTA活動に対しての休暇など、飛騨市独自の休暇制度をつくり子育て世代が活動しやすい、そういったところに参加しやすい環境を休暇としてつくっていくことも考えていってもいいのではないかと思います。この辺はどうでしょうか。

4点目、会計年度任用職員の待遇改善です。正規職員とは給与面から全てにおいて待遇が違います。休暇制度についても飛騨市はかなり優遇され、正規職員に近いような制度になってきていますが、100%同じとはなっていないのが現状です。会計年度任用職員を活用して正規職員の不足分を補っていたりするのであれば、給与面についても考えていかななくてはならないと思います。しかし、給与面では会計年度任用職員の制度上、昇給が頭打ちになるということがありどうしよ

うもないと思われます。そこで、せめて福利厚生ですね、休暇などは正職員と同じ待遇となってもいいのではないかと思います、この辺はどうお考えでしょうか。

5点目、各種委員の報酬や費用弁償について。職員のことではありませんが、飛騨市がいろいろと委嘱している各種会議、会合の委員の方はかなりの人数おられます。岐阜県の最低賃金も1,000円を超え、1,001円となりました。総合政策審議会の委員からも報酬の見直しについて意見が出ております。現在の報酬は平成14年の合併協議会で決まった日額6,000円。4時間未満の場合は半額となっております。報酬であり、賃金ではありませんが、その表には勤務時間というふうに書かれております。この金額は20年たった今、妥当なものなのでしょうか。また、会議の場所も最近古川町に固定されていて、開催地についての意見も出てきております。当然、移動に伴う交通費についても、費用弁償で1キロメートル当たり20円の支給がありますが、これも合併時に決めたもので、当時のガソリンが1リットル100円以下の時代に設定したものです。車の減価償却なども発生しますが、費用弁償についてはどのように考えておられますか。

6点目、窓口受付時間の短縮による影響です。職員の時間外勤務の抑制、働きやすい職場をつくるため、11月1日から朝30分、夕方45分の窓口の営業時間が短縮されます。その時間帯の利用者は約11%で、住民票などの証明書の発行はマイナンバーカードの利用でコンビニ交付や郵便局、Vドラッグで対応できるので影響は少ないとの説明でした。行政の窓口は証明書の発行だけではありません。国民健康保険や介護保険、国税にかかわらない市県民税の修正申告、水道の利用手続き、公共施設の利用申し込みなど多岐にわたりますが、証明書発行以外の住民サービスも含めて全ての窓口対応が午前9時から午後4時30分となるのでしょうか。以上6点お答えください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

職員の働きやすい職場づくりについて、6点まとめてお答え申し上げます。

まず、1点目の職員の社会人採用者数と希望退職者数については、市は将来の人手不足を想定して、国の就職氷河期世代への支援に先駆け、平成30年度から一般行政職の年齢制限を実質撤廃し採用試験を実施しております。以降、社会人経験者の受験者数は新卒卒の受験者数を上回る年度もありまして、社会人採用者数も増加傾向にあります。ご質問の令和5年度の社会人採用者数と希望退職者数ですが、一般行政職の採用者数12名のうち社会人卒での採用は8名で、年齢は20代1名、30代3名、40代4名となっております。また、退職者数は4名で、20代2名、30代2名です。

次に、2点目の物価高騰による給与改定についてですが、先月8日に人事院勧告が行われ、月例給は採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げ、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引き上げ改定、ボーナスは民間の支給状況に見合うよう4.5か月分からプラス0.1か月分を引き上げ、4.6か月分と勧告されました。勧告に合わせ新しい給料表が公開されましたので、それを基に計算した一般行政職の主なものになりますが、主事級、平均年齢23歳、前年比8.62%の増、約1万7,600円の増。主査・係長級、平均年齢42歳、前年比2.79%の増、金額は約7,900円の増。部長級、平均58歳、前年比1.29%の増、約5,300円の増という改定が行われる予

定です。

3点目の休暇制度の拡充について。地方公務員法第24条では「給与、勤務時間、その他の勤務条件の根本基準」が定められており、「国や他の地方公共団体の職員との権衡を失しないように適当に考慮が払われなければならない。」とされ、独自制度を設けることに制約があることから、市としては国に準じた取り扱いをしております。夏季休暇は国で3日としておりますので市でも3日としておりますが、国の制度改正を受け、今年度から取得できる期間を2か月延長し、6月から10月の間で3日間に改正しました。夏が繁忙期で取得しにくい部署においても、より取得しやすくなったと考えております。

一方、飛騨市は以前から県内の自治体の中でも年休の取得率が低いという実態がありまして、年休取得を督促してきたところでございますが、令和5年度からこれを強化し、年10日取得を目標にゴールデンウイークや年末年始など長期休暇に差し掛かる前に、部長会を通じて休暇の取得を呼びかけ、所属長には所属職員が休暇を取得しやすいよう配慮をお願いしてきました。その結果、令和5年度の一人当たり平均取得日数は11.4日で、令和3年度の7.9日、令和4年度の9.3日と比較すると伸びてきております。

また、子育て世代への支援としては、来年度からになりますが生子の看護休暇の対象年齢が従来の就学前から小学校3年生まで引き上げられること、取得事由も負傷、疾病にかかった子の世話等に加え、学級閉鎖や入学式などの学校行事も対象となります。引き続き、現行の制度を最大限に活用しながら休暇の取得しやすい環境づくりに努めたいと考えます。

4点目の会計年度任用職員の待遇改善についてですが、そもそも会計年度任用職員制度はそれぞれの自治体によってばらつきがあった非正規職員の採用や待遇を適正化する目的で導入されました。よって、会計年度任用職員の待遇に関しましては、総務省が作成する事務処理マニュアルに沿って条例及び規則を定めており、国の基準と同等になっております。また、福利厚生制度については令和4年度より勤務時間など一定の条件を満たすパートタイム職員についても市町村職員共済組合に加入することとなったことから、正職員と同様のサービスが利用できることとなっております。しかし、人手不足が深刻化する中、待遇をよりよくし、働きやすい環境を整えることは重要なことだと考えております。市で実施できる働き方改革などを積極的に検討していきたいと考えております。

5点目の各種委員の報酬や費用弁償については、総合政策審議会での意見を受け、見直しに向けて検討を始めております。なお、費用弁償は職員の旅費条例の例によって支給しておりますが、基にしております「国家公務員等の旅費に関する法律」の大きな改正が本年5月に行われました。金額や運用方法などの詳細についてはまだ示されておませんが、今後明らかになった段階でこれを踏まえて見直しに向けた検討を行ってまいります。

続いて、6点目の窓口受付時間の短縮による影響についての証明書発行以外の窓口対応時間のお尋ねですが、原則的には国民健康保険や介護保険に係るものや水道などの利用手続き、公共施設の申し込みのほか、職員への相談や書類の受け渡しなども含め、全ての窓口対応について午前9時から午後4時30分の時間内での来庁をお願いするものでございます。ただし、その時間帯以外にお越しになった場合でも、窓口対応職員による臨機応変な対応をしたいと考えております。市民の皆様には時間短縮開始となる11月までの間にホームページのほか区長回覧や同報無線、ケ

ーブルテレビなどで周知を図り、ご理解、ご協力をいただけるよう努めてまいります。

なお、窓口時間短縮は職員の働きやすい職場環境改善のためだけではなく、就業前後に確保できることとなった時間に日々の業務改善への気づきや振り返り、その対応への準備にもつながるものであり、さらなる市民サービスの向上につなげてまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○11番（前川文博）

今6点回答をいただきました。昨年度は12名中8名が社会人採用ということで20代、30代、40代で40代が一番多いということでちょっとびっくりしたんですけども、飛騨市で働きたいという方に来ていただいてここで働いてもらうのが多分一番いいと思うんです。なぜ来たいのかというのは分かりませんが、住みやすいのか、働きやすいのか、やりたい仕事があるのか、いろいろあると思います。新卒の募集とか応募が減ったのかどうかも分かりませんが、今終身雇用が終わって好きなときに転職するという時代に入ってきたというところですので、こういった働き手を確保していただいて、いい飛騨市というか、飛騨市へ行って働きたいと思うようなことをやっていただきたいというのが今回の質問の趣旨です。

4名の方は辞められたということでどんな理由か分からないのであれですけど、でも飛騨市からほかの自治体へ行かれたという方、ほかの自治体の広報とかを見ると「きました」と出ています。そういったことで、移動された方もある程度は分かりますけども、ぜひ職員を大事にしていきたいということをもまず一番に思います。

それから2点目の給与改定ですけども、平均で2.6%、2.7%という話をさせていただきました。今年とか昨年もそうだったと思うんですけども、若いほうは1万円以上上がるけど、上のほうは1,000円、2,000円しか上がらないとなっております。私さっき就職氷河期という言葉を使わせていただきましたが、今この年代が40代半ばから50代、60歳そこそこの方も対象の年代になると思うんですけども、それぐらいの方というのは昔給料が安い時代になかなか給料が上がらないということがあって、我慢しながら来て、今はある程度給料をもらっているからもういいだろうみたいな雰囲気になってきて上がらないというのが現状だと思うんです。下のほうが今度2万円幾らか上がってくると、下の新卒の給料と、上に上がったときの給料の差、例えば20万円で新卒採用の給料があるけども、30年いたところで給料は30万円なのかということになっていくと思うんです。そうすると、今度に入ってもなかなか上がらないということも出てくるので、これは本当に自主財源がいっぱいあって、地方交付税をもらわなければ独自の給料表を作って幾らでも好きなことができるというのは分かりますけど、今はそれができないので国の基準ということでやられていて、給料表がかまえないのも分かっています。ですから、この辺のフォロー的なことで中堅以上の方の退職をなくしていくような方策を考えてもっていただきたいと思います。

それから今度は3点目の休暇の話です。有給のほうで取得してほしいというのは分かります。今それが11.4日ということで目標の10日を超えたということになっております。これは民間企業、飛騨市でも36協定の関係しているところでは最低5日間は1日単位で年休を取れというのが労働基準法にありますので、もっとここを増やしていただいて休みやすい職場というのにも必要になっていくと思います。今、愛知県が週休3日ということをやると言われまして、中身が要は1日分の7時間半なり8時間をどこかほかの日で働いて週3日休んでくださいと。給料は変わりませ

んということをやろうと今表明されているんですが、こういった時間を変えて働くということをして飛騨市で考えるということはありませんか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

今、週休3日という制度がちらほらと聞こえてきているんですけど、飛騨市としては特段そこについては今のところ考えておりません。やはり職場そのものの性質もありまして、3日休めるところと休めないところもありますので、そういったことも踏まえていかなければいけないということと、今ほど議員おっしゃったとおり7.75時間の部分をどこかに振らなければいけないということですので、総時間数が減るわけでないということ。一方で、最近よく職員にお願いしているのは、例えば前の日に会議が夜2時間あって、そういったものを次の日の朝に2時間を振り替えて、その部分はスタートが8時半ですけど、10時半スタートにするとか。一方で例えば今夜2時間会議があるから、15時半に1回自宅に帰るとか。そういった中で1週間くらいの間で時間をフレキシブルに動かせるような体制を取っておりますので、そういったものをどんどん活用してもらいながら時間外勤務を減らしていただくとか、そういった形で運用はしているところでございます。

○11番（前川文博）

フレックスタイムですよ。分からないですけど、多分愛知県も時間外を結構やられると思うんです。そうすると結局毎日2時間、3時間の時間外をするなら、その分やって1日休んでくださいよと。時間外勤務を払うのも減るのではないかとということもあるかもしれませんので、そういったことも考えていただきたいなと思います。

4点目の会計年度任用職員につきましては、明後日、籠山議員がやられますので、そこでしっかりとやっていただくということを期待しながらこれは飛ばします。

5点目の費用弁償ですけど、今2点目、3点目で国、人事院勧告に準じてという話がありました。旅費条例も今見直しがあるということなんですけど、これは国家公務員のほうでは1キロメートル37円で決まっているんですけど、飛騨市が合併したときに20円下げてしまったんですが、理由は分からないですよ。その頃のことは。（谷尻部長うなずく。）ではいいです。次に来たら国家公務員のほう、人事院勧告にならうようにほかのことをやっているならそういうふうにしていただきたいなと思います。

それから6点目、窓口は原則全て9時から16時30分の運用になるという話でした。これは臨機応変にやられるということでもいいんですけど、この建物の開庁時間は8時半から17時15分というのは変更なしですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

建物の開庁時間については、変更はございません。

○11番（前川文博）

分かりました。市民の利便性を損なうことのないようにだけはしていただきたいと思っております。

で、その点はしっかりお願いしたいと思います。

それでは3点目に入ります。林道の修繕についてということで2点伺います。1点目、併用林道における維持管理は明確化されているのか。2点目、飛騨市の管理する林道の修繕状況です。

以前から飛騨市は林道の修繕や維持補修については消極的だと思います。これは県内のどこの自治体でも同じ状況ではありますが、先般6月議会の一般質問では花粉症対策の事業のことを質問し、今後その事業も進めていく必要があることが分かりましたし、そのような話もありました。森林を管理していくには、飛騨市の市道、林道、森林作業路、森林管理路など道の種別は多くあります。基本的に飛騨市道と林道以外は作業が終了し、数年後には山に戻す、山に帰すことを前提に造られた簡易作業路です。最近では林業専用道という規格の路線もあり、自治体などが開設すると林道に近い管理が必要であり、事業者が開設すると林業専用道規格相当として森林作業路に近い管理となります。

そこで1点目です。併用林道における維持管理は明確化されているのかということです。飛騨市には、飛騨市単独で管理する林道と共有で管理する併用林道があります。当然、管理者は決まっています、その担当で修繕して通行可能にしていくべき協定であり、道であります。しかし、ソノボ谷林道は長年通行ができない状況です。途中で北陸電力の発電用の取水口がありますが、そこまでは多分北陸電力のほうで通行できるように自前で補修してあるのではないかと思います、その先は通行できない状況です。その橋が数年前に壊れましたので、橋については修繕されておりますが、現在通れない状況です。ここは併用林道となっておりますが、修繕についての責任はどこにあるのでしょうか。

2点目、飛騨市の管理する林道の修繕状況です。神岡町内ではぱっと思いつく大きい林道は、切雲、ソノボ、天蓋山などとなりますが、ほかにも数多くあります。過去に飛騨市の市有林の管理について質問いたしました。「財産の管理に関わる部分で位置や境界など把握できているのか。」と聞きました。そのときには「今後調査を行うなど、適正な管理に努める。」というような答弁があったと記憶をしております。そこを考えると、林道の先にある市の土地についてはどのような管理がされているのか心配です。どのような基準で林道の修繕を行っているのでしょうか。また、市有林の管理はしっかり行われているのでしょうか。先ほども言いましたが、6月議会では花粉症対策の事業のことを質問いたしました。今後そういった対策もしていかななくてはなりません。森林環境譲与税などを活用して林道を修繕していくということも考えないといけないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは1点目の併用林道における維持管理責任の明確化についてお答えします。市内の市道や林道において国有林に接続する路線は、林野庁森林管理署においても国有林内の森林施業を行うために必要な路線であることから、道路の維持管理については併用林道として両方で協定を締結しております。飛騨市の併用林道は市道13路線、林道3路線の合計16路線で、延長は約45キロメートルとなっており、路線ごとに利用区域面積の割合により基本となる負担割合を定め、必要

に応じて負担割合を協議しながら維持管理を行っております。

お尋ねのソンボ谷林道につきましては、市道ソンボ線として併用林道協定を締結し、その負担割合は市が40%、森林管理署が60%となっております。当路線は平成28年に大きな災害を受けた際、北陸電力の管理施設の復旧が急務であったことから、両者協議の上、市が災害復旧工事を実施しました。その復旧箇所より上流部についても現在被災を受けており、通行できない状態となっておりますが、道路の主な利用者である森林管理署へ協定に基づく復旧の負担を求めているのですが、具体的な回答がなく現在に至っております。先日も森林管理署と協議を行いましたが、森林施業の予定がないため路線の整備費を確保することは難しいとのことでした。今後も早期復旧に向けて両者が協力して工事が進められるよう、協議を継続してまいります。

次に2点目の市が管理する林道の修繕状況についてお答えいたします。市が管理する林道は全体で295キロメートル、115路線ありますが、この内、峰越の林道など主要幹線林道については2か月に1回の定期パトロールに加え、豪雨時には臨時パトロールを行い、必要に応じて修繕等の維持管理を行っております。森林施業の目的のみで整備した行き止まりの林道につきましては、区長や地域住民からの通報により現地を確認し、維持管理を行っております。市有林の管理につきましては、所管する農林部において林道に隣接する森林を優先的に施業を行っております。市有林の計画的な施業を行うために必要な林道につきましては、今後も農林部と連携を図りながら、森林環境譲与税などの活用の検討も含め適正に維持管理に努めてまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○11番（前川文博）

それではちょっとお伺いいたします。峰越の林道については2か月に1回パトロールをして修繕をしているという話で、行き止まりの林道は地元から通報があった場合には維持管理しているという話ですが、これは連絡をすれば修繕をやっていただけるということでいいですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

行き止まりの林道につきましては目的が森林管理ということですので、しっかり森林管理をするために必要な修繕については当然市のほうでやっていきたいと思っておりますが、状況を勘案しながらその都度判断していきたいと思っております。

○11番（前川文博）

そうしますと、市有林の管理があれば林道を直すということ言われましたけど、施業を行うために必要な林道については直していくような話でしたよね。山の仕事をすることであれば直すこともできるという認識でいいのでしょうか。何も無いときに、ここが壊れているので直してくださいということも話をしたら対応してもらえるのか、その辺はどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

それも状況に応じてだと思えますけども、例えば木が倒れて木の除却をしてほしいとか、道路が完全に抜けて災害の復旧をしてほしいとか、軽微なものから大きなものまでであると思います。

林道の復旧が市によってしっかりやるべきものであるのか。やるべきものであれば市で対応していきたいと思ひますし、地元のほうに重機の借上料を支払って地元で対応するという場合は、その借上料を市が負担するという場合もあると思ひます。市が碎石等の材料支給をして地元で施工されるという場合もあると思ひますので、その状況に応じてできる対応をしていきたいと思ひておひます。

○11番（前川文博）

1点目の併用林道ですけれども、森林管理署のほうで負担割合6割、山の施業がないので出せないから修繕が進まないという話でしたが、これはほかのところも割合分を出していただけないと、この先はもう見込みがないという考えでよろしいですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

併用林道の管理者はあくまでも市でありまして、したがって、市が道路を良好な状態に保つ責任というのはあると思ひておひます。一方、こうした併用林道というのは協定を締結してそれぞれ負担割合を決めておひますので、やはり公費で工事を行う以上は、その費用負担に基づいて事業を実施していくというのが原則だと思ひておひますので、こうした協議をずっと継続しながら進めていくというのが基本的なスタンスかなと思ひておひます。

○11番（前川文博）

もう1点お伺ひいたします。林道ですけれども、先週台風で大雨が降るといふ話が全国的にあつて、洞〜数河線を走られた方が、前に関係者の方が草刈りをしていたんだけど、草が多くて路面を洗っているところを走ったらなかなか路盤が見えなくて、穴にはまったときに鋭い石が出てきてパンクしたという事例があつて、下まで2時間半かけて歩いて行ったという78歳の方がいらっしやいます。こういったときに市の管理の道というのは保険で対応したりとかいろいろありますが、林道についてはアスファルトが敷いてある市道の舗装と同じような感覚でよろしいですか。または、別の対応なのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

一般道路と違って、林道というのは舗装も未舗装の部分も多いし、のり面もしっかり対応していない部分もありますので、十分注意して通行してくださいという注意喚起の看板を林道の入り口に設置しておひます。こうした状況をしっかり理解した上で通行していただいているというふうにおひますので、こういった路面の不具合によってタイヤがパンクして損傷されたといふような事案であれば、これは管理者の責任といふのは特にないものといふふうにおひます。

○11番（前川文博）

分かりました。普通の舗装したところは違ふといふことで確認をさせていただきました。

それでは、最後の4点目、通学路の安全確保についてに入らせていただきます。1つ目です。PTAからの要望は対応済みかといふこと。2点目、冬季の除雪体制についてお伺ひをいたしま

す。

私も子供が小中学校から卒業して10年近く遠ざかっている状況となっております。当時はPTAとして通学路の安全対策など、学校を通じて要望してきた記憶があります。今現在も同じ方式で要望などの意見があがってきていると思います。今年の春、神岡町の旧飛騨神岡駅の駅舎からホームまでの階段からコンクリート片が落下していたということがあり、そこは通学路でもあり、集合場所ともなるところでした。町内会からの緊急の要望として振興事務所のほうに話が行き、現在はネットなどで対応されて安全が確保されております。

そこで1点目、PTAなどからの要望は対応済みかということですが、PTAの調査や地域の要望から危険箇所や改良箇所などの要望が毎年あがっています。そういった要望などのことは教育委員会まであがっていると思いますが、きちんと対応されているのか、その実績についてお伺いいたします。

2点目、冬季の除雪体制です。上今から富士ヶ丘における通学路、以前にも鉄板に穴が空いたということで対応されました。これまでは付近の方の善意で積雪時には除雪がされておりましたが、高齢化、過疎化に伴い、それも今できない状況です。除雪がされないと遠回りになるということになりますが、低学年の児童もいますので、この先何らかの対策は考えているのかをお伺いいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

私のほうからは、1つ目のPTAからの要望の対応についてお答えいたします。各小中学校からのPTA要望は、毎年、飛騨市PTA連合会が取りまとめ、教育委員会に提出されます。これらの要望を「飛騨市通学路安全推進会議」に諮り、対応を進めているところでございます。この通学路安全推進会議には国土交通省高山工事事務所、岐阜県古川土木事務所、飛騨警察署、飛騨市役所担当課、PTA関係者などが出席しておりまして、一つ一つの要望について緊急度の高さや対応策の難易度を検討し、どの機関がどんな対応を行うかを決定いたします。今年度は7つの校区から30項目の要望が出されまして、8月末の会議にてそれらについて検討いたしました。

実績でございますが、令和5年度の対応については、対応済みのものが9件、対応予定が14件、対応を検討中が5件、継続対応が4件となっております。対応したものの例でございますが、例えば飛騨神岡高校周辺の市道小萱線を通行する自動車が速度を出しすぎることへの対策について、これまでに看板の設置と区画線の引き直しを実施していただきました。一方で、法令等により対策の実施が困難なものもございました。

教育委員会といたしましては、引き続き関係機関と連携し、児童生徒たちが安心して登下校ができる通学路の環境改善に向けて努めてまいります。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、2点目の冬季の除雪体制についてお答えします。道路除雪は市が管理する道路を定期除雪路線と不定期除雪路線に分け、機械除雪が可能な路線を除雪委託業者と契約を実施しております。機械除雪が困難な幅員の狭い道路につきましては、消融雪設備や地域住民のボランティアによる除雪にて対応をしております。

議員お尋ねの上今から富士ヶ丘へ上がる階段については、通学路ではありますが道路施設の位置づけはなく、構造も鉄製の階段であることから機械除雪での対応は困難な状況です。また、道路除雪サポーター制度はサポーター登録された方が所有する除雪機械による除雪に対し燃料費を補助する制度であり、人力作業を支援する制度とはなっておりません。

通学路を指定する学校側の見解としましては、鉄製の階段は冬季は凍結する危険性があるため、除雪の有無にかかわらず安全性を最優先に考え、迂回する対応を取っており、迂回距離も200メートル程度で児童の負担もそれほど大きくないと伺っております。当該箇所につきましては、地域等から要望は受けておりませんが、今後冬期の迂回について地元のご意見を伺いながら、必要に応じて学校やPTA、教育委員会と連携し対応方法について検討してまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○11番（前川文博）

あの階段は市道になってないということを私も知りまして、そこが通学路になって通れるのでいいんですけども、以前もそこが鉄板に穴が空いて危ないのということで振興事務所で修繕したということがありました。この先また熊が出てきたりということで通学路の安全確保について教育委員会は大変になると思いますけども、小学生、中学生の安全を守っていただきたいと思います。以上で終わります。

〔11番 前川文博 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で11番、前川議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時15分といたします。

（ 休憩 午前11時07分 再開 午前11時15分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

2番、中田議員。

〔2番 中田利昭 登壇〕

○2番（中田利昭）

それでは議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

鳥獣被害の対策強化についてということで質問させていただきますけども、今回は特にイノシシの被害についてを主に質問させていただきます。

全国的な傾向として鳥獣被害が増加をしておりますが、飛騨市においても例外ではありません。人口先進地並びに鳥獣増加の先進地と言っても言い過ぎではないと私は思っております。昨今の気温変化で鳥獣にとっては過ごしやすい環境となり、積雪量の減少により越冬しやすい環境が整い、増加が加速していると推測されます。また、農林業の衰退とともに里山や農地などの緩衝地帯が減少し、野生動物との距離が近くなっていることも大きな要因であると考えられます。かつては郡上市辺りで鳥獣対策を行っていたのをよく見かけましたが、気温変化とともに生息域が北上して、飛騨市にも広がっていることは間違いありません。これは郡上市が減ったというわけではなく、郡上市プラス飛騨市にも被害が及んでいるのではないかと推測をされます。

幸いにも飛騨市では鳥獣対策の補助制度が充実しておりますし、市民の皆様が鳥獣対策をしているのを頻繁に見かけます。ですので、おおむねそういった効果が出ているものと思われそうですが、それ以上にイノシシの生息数、個体数が増加しているのが帳消しになっている感が否めません。先ほども述べましたが、里山や耕作地の減少により野生動物の潜む場所が多くなり、山から下り、確実に私たちの生活圏に侵入しております。近年では、農作物の被害だけでは飽き足らず、飛騨市の景観を損ねるような被害もあちらこちらで見受けられます。先日、富山県で起きました強盗犯が飛騨市内で車を乗り捨てた事件があったと思うのですが、これは私の主観もあると思うんですけど、そのテレビ報道を見ておりましたら、のり面がイノシシに掘られて、そこに雨が降ってしまうと崩れてしまうのでブルーシートがかけてあるのがまず目に映ったんですが、現在の飛騨市内は、どこの場面をカメラで撮っても必ずイノシシの掘った跡が映るのではないかとと思うほど被害が及んでおります。

元気であんな誇りを持てるふるさとも目指す飛騨市にとって、鳥獣被害に追われ、疲れ果て、趣味の畑もあんなにできず、自慢の農作物を子や孫に送ることができず誇りを失っていくふるさとでは、人口減少に拍車がかかるばかりです。一朝一夕では解決できない問題ではありますが、一步踏み込んで確実に成果のある対策を行っていただきたいです。そこで、以下の5点について伺います。

まず1つ目です。飛騨市内におけるイノシシの個体数についてです。現在、飛騨市ではイノシシの個体数について把握をされているのか。また、今後個体数を詳しく調査する予定はあるのか。個体数を管理して駆除し、被害軽減につなげることはできないか伺います。

2つ目、飛騨市内におけるイノシシの生息域についてでございます。現在、飛騨市ではイノシシの生息域を把握されているのか。今後、生息域を調査する予定はないのか。また、生息域を把握して効率的な駆除に結びつけることはできないかを伺います。

3点目です。飛騨市内におけるイノシシの生態についてです。これは2番目の生息域と似た感じにはなるんですけど、生息域とはまた別にイノシシの生態を把握すればいいのではないかと改めて質問をさせていただきます。飛騨市ではイノシシの生態を現在把握されているのか。今後、生態を調査する予定はないのか。生態を把握して効率的な駆除に結びつけることはできないか。また、生態を市民の皆様にご存知いただき、効率的な対策に結びつけられないか伺います。

4番目です。里山の整備、耕作放棄地の管理についてでございます。里山を整備し、耕作放棄

地を管理することにより、野生動物を生活圏から遠ざけ被害軽減を図ることはもとより、景観の保全もでき、より飛騨市らしいふるさとが出来上がると考えるが、今後整備、管理はできないか伺います。

5点目です。狩猟者への補助の増額と新規狩猟者の確保についてでございます。私、8月にわなにかかったイノシシの駆除の現場に立ち合わせていただいたんですが、想像以上の労力であることを体感いたしました。その際にお聞きしたんですが、銃器に係る金額も大きく、これは猟師さんの使命感で行っていただいている部分はかなり大きいと感じました。今後、鳥獣を駆除した場合の補助の増額は考えていないのか。また、新規狩猟者を確保するためにさらなる啓発活動は行えないのかを伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

鳥獣被害の対策強化について、1点目の飛騨市内のイノシシの個体数、2点目の生息域、3点目の生態についてまでは関連がありますのでまとめてお答えいたします。

市内におけるイノシシの個体数及び生息域については、岐阜県が策定する第二種特定鳥獣管理計画を参考にしております。この計画は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、その生息数が著しく増加した鳥獣の管理を目的としたものです。イノシシは市町村を超えて広域で移動しますので、農業被害の軽減と生息状況の調査を通じた地域個体群の適切な維持のバランスをとることはこの計画に沿って行われています。

この計画による岐阜県内のイノシシの生息数の試算は、平成21年度中央値2万8,335頭を最大とし、平成27年度までは減少、平成28年度以降は微増、平成30年度は中央値1万6,388頭となっています。参考までに、市内における一部狩猟も含む個体数調整捕獲は令和3年度が355頭、令和4年度が344頭、令和5年度が568頭であることから捕獲数からすると増加傾向にあるのではと考えております。

イノシシの生息域については、環境省が行った自然環境保全基礎調査によりますと昭和53年度にはほぼ市内には分布していませんでしたが、温暖化による積雪量あるいは積雪期間の減少により平成15年度には市内の一部に生息域が拡大し、さらに平成29年度にはほぼ市内全域において分布しています。つまり、イノシシが南から北上し飛騨市内に入り込んできたことが読み取れます。

また、イノシシの生態につきましては、食べ物や身体能力、生育や寿命、性格や行動パターンなどがありますが、鳥獣被害を防ぐためには、まずはその生態を理解することが重要と考えております。昨年度も専門家によるツキノワグマの対策に関する研修会を市民向けに開催しました。その中でイノシシの生態と対応についても教えていただきました。こうした研修会の開催も継続してまいります。

議員からご指摘いただいたイノシシの個体数、生息域の動向の把握や生態についての理解は鳥獣被害対策には大変重要でありますので、それらの要素を踏まえた対策を講じてまいります。

続きまして、4点目の里山の整備、耕作放棄地の管理についてお答えします。鳥獣被害対策については、生息区域、緩衝地帯、防除地域に分けるゾーニング管理が環境省より推奨されていま

す。現在、里山の整備につきましては、集落等による生活環境保全林整備支援交付金や集落等による里山環境の維持保全活動支援交付金、さらには放任果樹等伐採事業補助金などにより整備を進めているところです。また、耕作放棄地の管理につきましては、各地域で中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金等が活用され、集落の共同作業により管理がされています。一方で、人口減少と高齢化に伴ない集落維持の共同作業も難しくなりつつあると理解しております。このように課題も多い中で、容易な解決は難しいところではありますが、引き続き対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

最後に、5点目の狩猟者への補助の増額と新規狩猟者の確保についてお答えします。今年度、鳥獣被害防止捕獲報償金につきましては、イノシシ1頭につき2万円から3万円に増額するなどの見直しを行ったところです。一方で、議員からご指摘もありましたように、物価高騰や報償金額の適正化などを考慮し、引き続き見直しを行ってまいります。

また、新規狩猟者につきましては、過去5年間で16名となっており、飛騨市の規模としては順調に増えてきていると考えておりますが、今後も市鳥獣対策サポートセンターを活用し、増員に努めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○2番（中田利昭）

おおむね前向きな回答をいただいたと考えております。そこで2点、3点お伺いしたいんですけど、何でもかんでも市にお任せして生態調査をしたらとは思っておりませんが、目撃情報を皆さんと共有して今後の対策に結びつけるようなシステムというのはいかなるのか伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

目撃情報もそういう対策を強化していくための1つの参考にはなるということは思っております。現在のところ、クママップでは市民の皆様が目撃場所がマッピング上で分かるようにはしておりますけれども、イノシシの目撃情報を共有することについてはまだ検討しておりません。今回こうやってご指摘をいただきましたので、何ができるか、市民の皆様にとって有益なことが仮にできるのであれば、そこについても研究をしたいと思っております。

○2番（中田利昭）

ぜひ共有をしていただいて、有意義に鳥獣被害を軽減していけたらと思います。私も農村に住んでおりますのでよく分かるんですけど、イノシシって常に移動するんですよね。今日私の田んぼを狙われたら、多分1週間は同じところを責められます。

電気柵というのはすごく有効で、電気を流しているところは入ったという話を聞きませんし、電気柵に対する補助もあるんですけども、例えば今まで対策をしていなかった田んぼにイノシシが入りました。急遽柵で覆ったり、ネットを試してみたりするんですけど、やっぱり入るんですね。急遽電気柵を買ってきて設置したりするんですけど、例えば田んぼを作っている方々は、後で補助申請を出すのが面倒くさいのでそのままにしているということが結構あります。例えば先に資材を買ってきて、後で請求するということができるのでしょうか。私が前に補助をもらったときは見積もりを出してとかじゃないとできなかったんですけど、結構そういう方が私の周りにいら

っしゃるので、その辺を伺いたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

そうしたケースは私の地元でも実際去年起きまして、こちらでも何ができるか、できることは全てやりたいという意向であります。ただ、申請をしてからとか、予算の範囲とかがありますので、そういった会計的なところが許す限りはできるだけ被害を受けた方に寄り添った対応に努めてまいりたいと考えております。

○2番（中田利昭）

ぜひその点につきましても前向きに考えていただきたいと思います。おおむねいい回答を得られたので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

これも関連する話なんですけども、建設機械の貸し出しについて（鳥獣被害の復旧のため）ということで質問させていただきます。1つ目の質問でも触れましたが、イノシシの被害は農地や農作物に限らず、家の裏庭や水路、側溝にまで及んでおります。イノシシのパワーと体力というものは相当なもので、広範囲かつ地中深くに及びます。人間の手で原状復帰をしようとする場合、1日かかっても難しいほどです。重機があれば半日もかからず復旧できますが、そのために土木業者や自分で機械を借り上げても、個人では金銭的に非常に難しいのかなと考えています。

現在、飛騨市では農業機械を貸し出してしておりますが、もし飛騨市で建設機械を持っていただいて、それを貸していただければ、短時間かつ低コストで市民の皆様が原状復帰をすることができ、飛騨市にとっても非常にいいのではないかなと考えています。当然、免許や技術が必要になりますので、その辺は難しい設計になると思うんですけども、大概、飛騨市内の各町内、集落の方には重機を操作できる方が必ずと言っていいほどいらっしゃいます。当然、安全対策というものは非常に重要になってくると思うんですけども、市民自らが被害の復旧をしていただけるということは、人口減少の中、大変有意義だと考えております。

農業機械は繁忙期しか需要がありませんが、建設機械は積雪時を除けば繁忙期、閑散期にかかわらず利用できますので、非常に効率のいい使い方ができるのではないかと考えます。また、飛騨市の景観を守る観点からも有意義であると考えますし、自分たちの土地を守る意識も芽生えるのではないのでしょうか。そこで、以下の点について伺います。

建設機械を貸し出せるような制度設計はできないかということで、大型特殊免許や車両系建設機械の資格が要り、安全対策を考えなければいけません。市民の皆様にとって大変有意義な制度だと考えますが、このような制度設計をしていただけないかを伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

鳥獣被害の復旧のための建設機械の貸し出しなどの制度についてお答えします。現行では、市単事業の小規模基盤整備事業補助金の中に野生動物による農地ののり面、畦畔の被害復旧を支援する制度があります。委託施工、自主施工も対象となり、工事に要する経費の2分の1以内を助

成するものです。

しかし、現在のところ、その活用実績はないと承知しております。これは、農地の区画拡大や給排水整備を支援することを目的とした小規模基盤整備事業のメニューの中に獣害対策があるために、市民の皆様に分かりづらいものになっているのが原因と考えております。来年度予算編成に向け、同メニューを獣害対策の事業に組み替えるなど改善する方向で検討しているところで

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○2番（中田利昭）

大変前向きな答弁をいただきまして、再質問がないので困っておりますけども、ちょっとお聞きしたいんですけども、補助事業で実績がないということはハードルが高いとは言いませんけど、そういう制度なのかなと感じております。

前向きに検討しますということなんですけども、私もそうなんですけど、自分の土地は自分の手で直したいというのは結構あるんです。ですので、ぜひそういう設計をしていただきたいのですが、当然建設機械を持っていただくということになるんですけど、その点についてはどうなんでしょうか。建設機械は大きい機械でありますので、本来で言えば建設機械の作業免許が要るんですけども、その辺のハードルというのはクリアできそうなんでしょうか。私が一番懸念しているのは、私は大型重機と大型特殊と車両系を持っているんですけど、その辺の兼ね合いと言いますか、重機を扱うとどうしても安全対策が必要になるんですけども、その辺も十分に検討していただけるのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

獣害の対策についてご質問いただいて、そこに関連というか参考までに、今年度、農業機械は検討中なんです。予算をつけていろいろ、特に大きな農家さんというのは結局それだけ地域貢献をしているということになりますので、そういった皆さんにもよく意見を聞いて、あるいは農業協同組合とかの機械に詳しい方と意見交換をしているところなんですけど、機械を持つと、今度は運ぶ車がいるんですね。さらにメンテナンスということも出てきます。

それといろいろな被害を受けた場所を見ますと、地理的条件が非常にバラバラなんです。もちろん民間の所有ですが、地域の建設業者の所有される機械も大切な資源ですし、オペレーターの育成も難しいと思いますが、安全上もプロですので。今のところ私どもとしては、例えば自分で土地をやる、あるいは他人でという場合も含めて今の補助事業を農業振興課から林業振興課に一本化したときにこの見直しができなかったんです。そこを反省しておりまして、これを来年度予算に向けてパッケージでいろいろな対応が総合的にできるよう改善して行って、より地域の皆様が使いやすいものにするように努めてまいりますので、また来年度予算のときにいろいろとご意見をいただければと思います。

○2番（中田利昭）

確かにハードルは高いので、飛騨市としてもいろいろ知恵を出していただいて、自分の土地なり共有財産なり、見た目が悪いというのは景観としてもよくないと思いますので、ぜひ前向きに

検討をしていただいて、よりよい飛騨市ができるようにぜひやっていただきたいと思います。私の質問は以上です。

〔2番 中田利昭 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で2番、中田議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時00分といたします。

（ 休憩 午前11時42分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

7番、森議員。

〔7番 森要 登壇〕

○7番（森要）

それでは、一般質問に入らせていただきます。午前中に前川議員の一般質問でもありましたけど、若干違うところもありますので引き続きやらせていただきたいと思います。

私は、まず最初に林道の管理について伺いたいと思います。以前の林道の維持管理は山林所有者、いわゆる受益者がしておりました。現在はその組織もほとんどなくなり、維持管理の機能が果たされておりません。黒内地区のように区有林を持ち、地区内に山を所有している方が多いところでは道路補修、草刈りなどを行っているのはまれな事例となっております。山の価値も下がり、魅力がなくなり、手入れもされず、放置されている山が多くなっております。さらに林道が荒れて車が通れなくなると、ますます足が遠のいていく状況になっていきます。そこで、林道の維持管理について、次の4点を伺います。

1点目、林道の役割について。林道の役割をどのように考えているのかを伺います。

2点目、民有林台帳に掲載の林道について。他市との連絡道路や高規格林道、基幹路網を除き、民有林林道台帳に掲載の林道は幾つあるのか。

3点目、林道の維持管理について。春先には雪も解け、道も荒れ、倒木もあり、以前「林道の監視をしているか。」との問いに、「監視はしている。」との回答をいただきました。その後、畦畑の山を持つ地元以外の市民から倒木や道が荒れていると聞き、再度、市に確認したところ、通り抜けの林道はしているが、行き止まりはしていないということが分かりました。「倒木や道路の補修など、何か問題があれば通報していただければ対処する。」と、そのとき回答されました。そこで、今年のこうした倒木や草刈り、土砂入れ整備等の件数と事業費を伺います。併せて、今年度予算で6月末現在維持管理に要した件数と種類、事業費を伺います。

4点目です。畦畑地区の猪臥林道の管理について。現在、猪臥林道は通行止めで、それでも入

るときは自己責任と伺っております。タケノコ取りや終点の猪臥山は高山市まで眺望できるため、たくさんの方が通行すると聞いています。地元区は高齢者が多く、この林道を管理するのは困難な状況になっております。路面の補修やのり面の草刈り等、この林道の維持管理はどのようなになっているのかを伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、1点目の林道の役割についてお答えします。林道は森林経営の効率化、林業、木材産業を育成するとともに、適正な森林の整備や維持管理、地域振興等を促進する役割があります。市内林道のうち、他市及び集落間をつなぐ路線や市内景勝地へアクセスする路線は、一般車両の乗り入れも多く公道としての役割が大きいため幹線林道として位置づけ、市道と同等の頻度で定期パトロールを実施し、関係団体の協力も得ながら市が維持管理を行っております。一方、市内に多くある行き止まりの林道につきましては、その地区の山林所有者が森林整備を行うための路線として、その他林道として位置づけており、日常の維持管理については基本的には地元区で行っていただいております。必要に応じて市が維持修繕を行うこととしております。

次に、2点目の民有林台帳掲載の林道についてですが、市の台帳に掲載されている林道は115路線あり、高規格林道などの他市及び地域間の連絡道を除きますと98路線となっております。

次に、3点目の林道の維持管理についてお答えします。昨年度の林道の維持管理の実績は、75件で2,270万円でした。その内訳は、路面補修や水路の土砂上げなどの道路施設に関するものが51件で2,000万円、草刈り・倒木処理など維持作業は24件で270万円です。令和6年度6月末時点の維持管理の実績につきましては、32件で832万円です。その内訳は、道路施設に関するものが28件で797万円、草刈り・倒木処理等に関するものは4件で約35万円となっております。

次に、4点目の猪臥林道の管理についてお答えします。林道猪臥線は現在、終点の猪臥山登山口までは通行可能となっております。猪臥線は登山や山菜採りなどを目的とした入山者が多いことから、定期パトロールや豪雨後の臨時パトロールを実施しながら、必要に応じて維持補修を行っております。昨年度は老朽化した舗装100メートルについて舗装打ち換え工事を実施し、今年度も舗装の部分補修を行う予定としております。草刈りにつきましては、これまで地元区にご協力いただき実施してはいたしましたが、昨年度、高齢化により除草作業を継続することが困難になった旨のご相談をいただき、一部の区間においては市が実施することとしております。今年度もこの区間は市が引き続き作業を行う予定です。林道の維持管理につきましては、延長も長く、地元の負担も大変大きいと認識しており、この点は猪臥線に限らず他の林道においても共通する課題でありますので、持続可能な方法については今後も検討してまいりたいと思います。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○7番（森要）

林道の維持管理のことにつきまして伺います。先般、上気多林道の吉城高等学校上のほうに土砂が流入して荒れているということでお願いしたところも既に直してありまして、ありがたく思っております。実はそこは一時復旧であって、その上に今柵がしてあって通れないんですが、そ

こがかなり荒れている。そこを対処しないと、また同じ状況になってくるということがあります。

林道のパトロールは幹線林道とかそういうところはやっているんですが、これを地元区だけでやれというのも酷でありますので、林道の管理者として現状を調査をしていただく必要があるのではないかと。そしてこれは機能を果たしたということで、残す必要があるのか、そういったことをも考えなければいけないのではないかと思います。特に今、上気多林道の上のほうについては間違いなく荒れているので、それを直していく必要もあると思いますが、林道を見て歩くということはできないか伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

林道の維持管理の件ですけれども、日常の維持管理のためのパトロールというのは大変大切なことだと思っておりますが、先ほどお答えしましたように市内の林道は115路線あるということで、これらを全て市が見て回るということもなかなか大変なことでありますので、ぜひ地元の方のご協力をいただきながら、情報をいただきながら、一つ一つ解決していかなければならないというふうに思っております。職員の負担、それから市の予算もありますので、地元と共同で管理していく、助け合っていくということがどの路線についても大事になってくるのではないかなと思っております。

それから、人材の高齢化ということと人手不足ということが地元のほうでも一番課題になっていると思いますので、管理の新たな手法というのをこれから考えていかなければいけないなと思っています。その意味では、飛騨市ロードプレーヤー制度というのはそういった地元の方を支援していく1つの手段として考えておりますので、こういった新しい手法をいろいろ考えながら林道の維持管理も考えていかなければいけないのかなと思っております。

○7番（森要）

確かに職員の方に見て歩いてというのも酷な話だと思いますけれども、やっぱり春先が一番荒れてくるんです。ですから、例えば農林部の林業振興課のほうにも協力いただきながら見て歩くというのも大切なのではないかと。全路線やるのではなくて、例えば今年はこの路線を何路線かをやるとかどういふふうでもいいんですが、とにかく見て歩くことを。そして本当に必要なのか、もうこれは荒れているのかどうか、上気多だけでもやる必要があると思っております。

前は受益者負担というものがあったんですけど、今はないとすれば、持続可能ということで新たに受益者の方々に区分を決めて、道路の維持補修をしたときにはこのくらいもらいますよということも踏まえてやるべきではないかなと思っているんですけど、いかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

森林所有者の方々、それから地元区の方々と相談しながら、よりよい方法を検討していきたいと思っております。

○7番（森要）

ぜひお願いしたいなと思っておりますが、特に上気多林道を例に取りますと、ここは地元区の方の山

はないんです。どっちかと言うと町の人がたくさん持っていますから、地元区にばかり負担を求めするのは酷ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

原則としては山の所有者ということなのですが、それぞれの路線において様々な事情はあると思いますので、そういった事情を勘案しながらよりよい方法を検討してまいりたいと思います。

○7番（森要）

維持管理的なことを持続的にしていくには、所有者の方の維持管理の分担を求めていくことも必要ではないかと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

森林所有者の方、それから市がそれぞれ役割を分担しながら考えていくということは議員のおっしゃるとおりだと思っておりますので、そこも含めて検討させていただきます。

○7番（森要）

基盤整備部長からは検討しますということですが、農林部長は今の林道のことに対してのことで、林道を維持管理することについて、これはもう既に林道の役目を果たした、もうこれは必要ないんだと認めることも必要かと思えますし、実際調査をすると一部区間までは行けますけど、その後は全然行けないというところも畦畑にありますし、土砂が崩れているところもあるんですが、そういったところの調査について協力しながらやっていくという考えはあるのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

林道でございますので目的は森林整備とかになると思うんですが、本市は結構広大にありますので、維持管理ができていけば一番いいんですけども、インフラ全般に言えることかと思えます。これからどうしていくかということは財政的な面とかもいろいろありますので、そこは基盤整備部とかも含め、その都度、協議をしていきたいと思えます。

○7番（森要）

本当に林道を整備する、維持補修するというのは大切なことなので、よく基盤整備部と相談しながら進めていただきたいと思います。今も高野、平岩、畦畑、笹ヶ洞、中野ではナラ枯れがおきています。これをどういうふうにするかという、林道がなければそばまで行けない。伐採するにはどうするのかということもあって、山を守るということも大切なことなので、ぜひ協力してやっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。特定空家と空き家除却制度の補助金について伺います。昨年度末現在で特定空家に12棟が認定されました。6棟が除却により解消されました。その内、略式代執行された空家は2棟で、河合町羽根、河合町角川。その他の4棟は管理者自身により解体されました。今年度は神岡町釜崎の特定空家の略式代執行に加え、神岡町殿の特定空家が空家除却

補助制度を利用して除却の手続きを進めており、2棟の解消が見込まれるとの説明を聞きました。今年度も2件の認定を想定され、空家等対策協議会に諮る予定と説明を受けました。そこで、特定空家のこと、空家除却補助制度について、次の4点を伺います。

1点目、略式代執行された空き家2棟の解体について。この2件の解体費用は幾らで、その費用の回収はできたのか伺います。また、その後の活用はどのように考えているのかも併せて伺います。

2点目です。今年度の略式代執行の概要について。今年度行う予定の神岡町釜崎の経過と概要を改めて伺います。また、その費用の回収や活用はどのように考えているのかを伺います。解体費用が昨年と比べ高騰していると思いますが、その理由は何か併せて伺います。

3点目、今年度の神岡町殿の特定空家の解体について。今年度行う予定の神岡町殿は、空家除却補助制度を利用されると聞いていますが、補助対象者は個人か行政区か、どちらかを伺います。

4点目です。飛騨市空家除却補助制度について。飛騨市の空家除却補助制度は大変ありがたい制度であります。私も利用させていただきまして、感謝しております。補助金の上限が100万円となっていますが、年々除却費用が高騰している中で、これを上げることは限られた予算で多くの方に利用してほしいという意味は分かりますが、この限度額の引き上げを検討できないかを伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔建築企画監 砂田健太郎 登壇〕

□建築企画監（砂田健太郎）

それでは、1点目の略式代執行された空き家2棟の解体についてお答えします。令和3年度に実施した河合町羽根地内の特定空家の解体費用については396万円、令和5年度に実施した河合町角川の特定空家の解体費用については500万5,000円となっております。羽根地内の案件は登記名義人の法人が解散、角川地内の案件は相続権者が相続放棄の手続きを行っているため、いずれも費用を請求できる所有者が存在となっております。また、当該土地の立地や周辺環境のインフラが不十分なことを考えると、相続財産清算制度を利用しても、当該土地の売却が成立する可能性が低く、換価が見込めないこと、また、相続財産清算制度の利用には100万円程度の予納金が必要なことから、同制度の利用はしておらず、費用の回収はできておりません。

略式代執行による空家除却事業は、危険な特定空家による周辺住民への危険性の排除という点から実施している事業でありますので、費用回収が困難であることについては、ある程度前提とした上で実施していることをご理解賜りますようお願いいたします。

活用という点につきましては、所有者不在ではありますが、市の所有でない土地を市が勝手に使用することはできません。その土地が必要な事業等が発生した場合には、相続財産清算制度を利用してその土地を取得することが必要になりますが、地理的な条件からも市として必要な土地ではなく、活用の予定はございません。

2点目の今年度の略式代執行の概要についてお答えします。当該物件は令和3年3月に特定空家として認定され、所有者行方不明のため令和5年10月に略式代執行により解体工事に着手しました。着手後に建物内から所有者が発見されたため、所有者行方不明ではなくなったことから代

執行手続きを中止しました。今年度に入り、全ての相続権者が相続放棄を行ったことが確認できたことから、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の「過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき」に該当しますので、略式代執行による解体工事を実施するべく、今回補正予算を計上したものです。なお、今回の物件は仮に相続財産清算制度を活用したとしても崖地に存在するため、不動産としての価値が極端に低いことから売却の見込みがなく、いずれにしても費用の回収が見込めない土地であると考えております。

解体費用の高騰の理由につきましては、近年の様々なものの物価上昇が建設工事における資材費にも波及していること、また、国土交通省が示す公共工事設計労務単価が主要12職種で前年同月比プラス6.2%の上昇が見られることから、資材費、労務費とも総合的に費用が高騰しているものと考えられます。

3点目の神岡町殿の本年度解体を予定されている特定空家の解体についてのご質問でございます。本件の補助対象者は個人でございます。現在、特定空家の相続権者の方に補助金交付申請をいただき、交付決定を済ませております。まだ完了届は提出されておりましたが、先日現地を確認したところ建物は解体済みで更地となっております。

4点目の空家除却補助金についてお答えします。飛騨市では空家除却補助金を令和4年度に創設し、令和4年度27件、令和5年度18件の利用をいただいております。本年度も20件の利用を想定して予算計上しております。県内では、42自治体のうち41自治体で空き家除却に対する補助制度を設けており、他の自治体での個人の空き家除却に対する補助制度の状況については、補助額上限は10万円から100万円までと差がありますが、30万円としているのが20自治体で最も多く、次いで50万円が11自治体、最大の100万円としているのは飛騨市を含めて8自治体で、県内平均は約47万5,000円余りです。補助率は10分の1から10分の8まで差があり、3分の1としているのが20自治体と最も多く、2分の1としているのが飛騨市を含めて19自治体となっております。補助の対象となる条件については、旧耐震の建物のみを対象、自治会からの要請があった建物に限るなど、各自治体で特色があるものとなっておりますが、特定空家のみを対象とするなど条件の厳しいところも多くあります。

これら県内市町村の中で、飛騨市の補助率2分の1、補助額上限100万円、空き家期間1年以上という条件は破格といってもよく、他の自治体では対象とならない物件の解体についても多く利用いただけていると認識しております。こうした状況を踏まえ、市としては個人の資産に対する100万円という補助額は十分に多い額であると認識しており、社会全般的に物価が上昇していることを考慮しても、制度を利用できない方との公平性の観点からもこれ以上の増額は適当でなく、空家除却補助金の増額については考えておりません。

〔建築企画監 砂田健太郎 着席〕

○7番（森要）

略式代執行でやったものについての費用の回ができないということは理解しています。市の所有ではないからなかなかできないということですが、市の責任としてそこをほかっておくとか、草がどんどん生えてしまったり、市の環境によくない。略式代執行をするのは周囲の環境を守るためだと思うんですが、略式代執行をしたところをさらに回収できないかなと、ほおっておくのもどうかなと思います。それについてどのように考えてみえますでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

解体した後の跡地の管理につきましては、この制度の中で管理すべきものというふうには考えておりません。これにつきましては建物が倒壊した場合に近隣の宅地でありますとか、道路に対する影響が及ぶことを懸念して実施をするということが主目的でありますので、空き地の除草などの対応につきましては対象としておりません。これにつきましては、それ以外の元から空き地であるところも同様だと思いますので、市のほうでそこまで対処するということについては考えておりません。

○7番（森要）

市が略式代執行で解体した後はほかの空き地と一緒にという考え方もよく分かりますが、相続放棄をされて誰もやることがないとすれば何らかの対策をする必要があると思うんですがどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

相続放棄をされて管理者が不在となるという状況につきましては今後増えてくることが心配されるわけではございますけれども、空き家の除却事業のほうでその部分を全て賄うことまではできないのかなというところが現在の考えです。

○7番（森要）

空き家の除却というところで私は求めておりませんが、その後、これはどこかでやらないといけないので、また検討をしてもらいたい必要があると思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。基盤整備部なのかどこなのか分かりませんが検討してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

議員がおっしゃる土地の管理につきましては、基本的に個人の財産の管理に係る部分でございますので、その部分について積極的に市が関わってまいりますということは申し上げられないかなというふうに思いますので、個別に行政の相談窓口のほうに来られるということについては対処できるかなとは思いますが、全般的に市がそういった土地について管理をしていくということは難しいのかなと思います。

○7番（森要）

確かにそうだと思いますが、略式代執行で相続放棄してしまったものについてはどうなのかということ聞いていますが。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

相続放棄をされた土地というものの扱いにつきましてですが、相続放棄をされたというだけで自動的に誰かのものになったり行政が管理するものになったり、国のものになるものではございません。基本的には、所有権として宙に浮いてしまうような状態になります。その土地について、もし活用したい方があれば様々な制度を使ってそれを取得して使うということが可能なわけですが、そういう方がいらっしやらないような土地に関しては、基本的には放置されるということで、原野になっていくことになろうかなと思います。これにつきましては市として放置していかということではないと思うんですけれども、それについて市のほうが積極的に措置をするということは難しいと考えております。

○7番（森要）

平行線になるのでやめますけれども、周囲の環境を守るためにどうするか、どこかでまた検討してもらいたいなと思います。

4番目の空家除却補助金については本当にいい制度で、活用について前に「2年間たたないと人に貸してもいけないし、売ってもいけないということを聞いた。」と一般質問をしました。今は壊したらすぐ売ってもいいと改善されました。非常にありがたいなと思っております。

先ほど補助金については他の市町村と比べて遜色はないということを聞いておりますけれども、例えば下呂市、高山市、白川村は100万円ほどで飛騨市と同じなんです。略式代執行の解体費用は500万円とか300万円とか、非常に高騰しております。それは資材の高騰とか労務管理が変わったということ为先ほども言われましたけれども、300万円、400万円とかかかっていくんですね。ですから、そんなにたくさんということは言いませんが、例えば10%アップとか、そういうことをしてもらい必要がある。相続放棄をして市でやってもらえばいいのではないかというふうになっていくのも怖いような気がするんです。自分たちがある程度壊して、自分の責任でやるということに対してはもう少し補助金を上げてもいいのではないかと思います。それについてはどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

この空家除却補助金の増額につきましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、金額としましては100万円という金額が個人の資産に対する補助としては非常に高額なものであると。市全体の補助制度の中でも、個人に対しては100万円が上限であろうというような認識であります。これは定率で補助しているわけではなくて、定額で上限が100万円というものでございますので、物件によっては解体費用が500万円かかるものもあろうかと思っておりますけれども、定額ということで100万円という金額でいただいております。金額として100万円というものは個人に対しては上限という形はなかなか動いてこないのかなというふうに考えております。

○7番（森要）

多分そういう回答だと思いましたがけれども、どれだけでも上げてもらったらいいと思いますので、また今後検討してもらい、私も勉強していきたいと思っています。

それでは、次の質問に行きます。耕作放棄地の管理につきまして伺いたいと思います。農業振

興地域、農用地区域の農地でも、このところ耕作放棄地、荒廃農地などが見受けられることが多くなりました。このような農地の発生の原因をどのように捉え、どのように対処していくかについて、次の4点を伺います。

1点目、農振地区の基礎調査について。農地を農業振興地域から除外するには、除外申請を個人でやる方法、それから基礎調査において除外する方法が考えられます。この基礎調査は5年に1回のものでございますが、合併してから調査がされていないように思いますが、その理由は何か伺います。

2点目、耕作放棄地の対策について。農地を相続しても地元におらず他地区で生活する方は、農地の管理を親戚やシルバー人材センター等に草刈り等を委託されるケースもありますが、年々担い手も高齢となり、受け手がいなくなり、耕作放棄地や荒廃農地の1つの原因になっています。また、高齢化が進み、耕作できずにやむを得ず荒地にすることも考えられます。市はこの耕作放棄地等の発生の原因をどのように捉えているのか伺います。また、周辺的生活環境、耕作環境に悪影響を及ぼさないためにも何らかの対策が必要と考えますが、どのようにされているのか併せて伺います。

3点目、上気多、中気多、下気多地区の土地改良について。耕作放棄地対策として玄の子土地改良や、現在進められている杉崎地区、袈裟丸地区のような土地改良も考えられます。現在、この地区の土地改良についてはどのような状況になっているのかを伺います。

4点目、農振農用地等の見直し。特に古川町上気多地区や中気多地区の農業振興地域に隣接して、アパート、病院、住宅等が混在しています。ここで農業振興地域、農用地区域の見直しをして、守るべき優良農地、将来の市役所移転や住宅地の造成など都市計画も含めて検討するときに来たように感じておりますが、市の見解を伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1点目の農振地区の基礎調査についてお答えします。農業振興地域の整備に関する法律に基づき、国が公表している「農用地等の確保等に関する基本指針」の中で、非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの除外については適切かつ厳格な運用を図り、その変更は、原則としておおむね5年ごとに実施する基礎調査等に基づき行うものとされています。合併後に基礎調査が行われなかった理由については、人口が減少する中での土地需要に対しては都市計画区域内にある土地や農振白地地域内の農地等で応えられるからではないかと考えております。一方で、合併前から適切な運用がされてきたとは言い難い事案、具体的には農用地区域に編入されるべき集团的農地であるのに農振白地地域であるケース、集团的農地でないのに農用地区域であるようなケースも散見されます。

こうした実情も踏まえ、人口動態や産業動向、農業生産の現況と見通し、土地利用の現況と見通し、農用地区域の保全・利用の現況と見通しなどを把握するための基礎調査実施に向けた検討を進めたいと考えております。

2点目の耕作放棄地等の対策についてお答えします。耕作放棄地が増えている主な原因として

は、農業者の高齢化と担い手不足による生産者の減少、米価格を中心とした農産物価格の低迷に加え、昨今の肥料・資材や農業機械の高騰など、農業・農村を取り巻く環境が大変厳しくなってきたことと考えております。

その対策として、集落営農の組織化を進めるとともに、国の制度である中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金などを活用した集落活動による保全管理がされてきましたが、集落活動の参加者自体が高齢化などで減少し、組織の維持も難しいところが出てきています。このため、昨年度から水稻や大豆等の担い手農家や営農組合などで構成する土地利用型農業検討会議を開催して、地域営農の仕組みづくりを構想しているところです。検討会では、道路敷など官地部分の草刈り負担増加や農業機械の高騰、集落や担い手そのものの人材不足など、さまざまな課題と厳しい現実が浮かび上がっております。これから検討会議での意見等を取りまとめ、来年度予算編成に向けた対応策を検討してまいります。

3点目の上気多・中気多・下気多の土地改良についてお答えいたします。土地改良事業は農家の私的財産である農地の利用関係に影響を及ぼすこと等から、原則として受益農家の申請、同意のもとに実施されています。この点が他の公共事業と大きく異なります。

現在、県営土地改良事業が実施されている古川町玄の子地区と杉崎地区、事業化に向けて動き出した袈裟丸地区は古川町内でも日当たりがよく、傾斜が緩い市内では条件のよい地域になります。一方で、区画が小規模で担い手への集積が課題となっています。このため、人口減少社会における持続可能な土地利用を実現するよう、地域の皆様が主体的に県営土地改良事業を活用し区画拡大を進められています。

上気多・中気多・下気多地区は玄の子地区と杉崎地区の間に位置しています。当該地区の土地改良事業の検討の動きとしましては、令和3年1月と2月に該当する地域の区長と農業改良組合長、多面的機能支払いの集落組織代表と意見交換を行っており、多面的機能の集落組織は令和4年玄の子地区、令和6年には杉崎地区を視察されています。意見交換では、土地改良事業の必要性について認識される一方で、杉崎地区や袈裟丸地区と比べると古川町市街地に居住される対象区域以外の地権者が多く、合意形成が難しいとのご意見がありました。今年度中に再度意見交換を行い、事業化の方向性を改めて確認していく予定です。

4点目の農振農用地等の見直しについてお答えします。ご質問いただいた上気多地内で新たな住宅やアパート、病院などが建設されている区域は古川町公民館の北側の市道上気多杉崎線と市道中気多線、県道鼠餅古川線に囲まれた区域だと思えます。当該区域の一部は都市計画区域内で第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域となっており、その周辺に土地改良事業が行われた農振農用地があります。この農振農用地の除外を含め当該エリアの土地利用計画を見直すべきとのご意見と推察いたします。非農業的土地需要への対応については、1点目のご質問にお答えした国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」において、基礎調査等に基づき行うものとされております。したがって、まずは基礎調査の実施について検討することとなります。

議員ご指摘の趣旨のとおり市の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、人口減少社会における計画的な土地利用の確保に努めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○7番（森要）

1点目の5年に1回の基礎調査について、検討するという事を言っていました。本当にありがたく思います。多分調査にはかなりの労力、委託する場合はお金もかなりかかると思いますけれども、情勢の変化によってかなり違ってきておりますので、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

2点目の耕作放棄地の対応ということで、把握していらっしゃるかどうか分かりませんが、上気多の神社から国府側に耕作放棄地がたくさんあるんです。草刈りをしてあるところもありますし、されていなくてどんどん大きくなっているところもありますが、それについては把握されているでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

これまでは割と急傾斜のほうが多かったんですが、いわゆる古川平、袈裟丸まで含めて増えてきているということです。特に今森議員からご指摘のあった地域は私の家の近くなんですが、結構小規模で傾斜が強くてのり面もあるというところで、属地ではなく属人というか、街中の人も多いところがあって非常にまとめるのが難しいエリアです。この辺りが先ほどの土地改良事業に向かうにしても大変難しいところなので、まずは地域の方々のご意見をしっかり聞くところから検討を進めていきたいと考えております。

○7番（森要）

先般、産業常任委員会で三重県多気町へ行ってきました。ここは多面的機能支払交付金を活用されて、700ヘクタールを受けてやったり、遊休農地も委託を受けて、そこにレンゲを植えた後に米粉になるようなものを植えて、それを商品化されているということで、同じ多機能であってもかなり積極的にやっているなと思いました。古川町の上気多・中気多・下気多でも交付金を受けてやっていたらと思うんですが、玄の子とかは担い手のほうでお願いするんですけど、上気多・中気多・下気多は、今から進めるのは非常に難しい。多面的機能支払交付金が出ている上気多・中気多・下気多の方々と、こういった土地についてはどういうふうにしていくかという話し合いも必要ではないか。ただ、空き地をやるという計画はあるみたいですけど、草は本当にたくさん生えます。多面的機能支払交付金を受けている地区と、耕作放棄地になりそうなところについて協議していただくといいのではないかなと思いますけどどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今ほどご指摘があったのは国の多面的機能支払交付金のことかと思います。この考え方は、こういった空間をどう管理していくかということになるわけですが、この多面的機能支払交付金があったのも、例えば水路とかのり面は農家じゃない方も景観とかいろいろな意味でメリットがあるということで国がつくった制度なんです。なので、分かりやすく言うと、恐らくこれからは水張面積のところは担い手が生産をいただくんですが、例えばのり面の管理、あるいは水路の管理、そういった地域の資源を非農家も含めて、地域の少人数でどう効率的にやっていくかという仕組みづくりが必要だと思っていて、一足飛びにはいきませんが、全体をマネジメントできる

ような地域営農の仕組みをこれから検討してつくっていくという方向性になるかと思います。

○7番（森要）

多面的機能支払交付金はのり面とか水路の管理もあるんですが、その中にも遊休農地、耕作放棄地の管理というのもできるようになっているので、そういった働きかけをして、よく検討していただければと思います。

もう1つ。所有者が亡くなられて、その農地を引き継いだけど、それを引き継いだ方は東京とかで、もうこっちのほうへは帰って来ないということがあって、そういった方々に対するフォローは。市民窓口で遺族の方々にチェックリストを渡して1つの窓口でできるようになってきておるんですけども、例えばその中に農地を相続された方は農林部のここへ来てもらって、どういふうに管理すればいいのかとか、自分がいないとすればどこに頼めばできるのかとか。農地の相続とかそういうことではなくて、維持管理をするためにどういふうにしたほうがいいですよということをおも市民窓口でやってもらいたいと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

ただいまのご質問は、相続等があった場合におくやみワンストップ窓口の中でそうした趣旨のことをお伝えしたらどうかということかと思えます。現時点ではそういった対象というか、例えば田んぼを作っておられる方がお亡くなりになったり相続になった場合は農業振興課のほうに連絡が来まして、こちらから出向いて、どちらかというとも水稲の細目の関係なんですけど、その確認はしているようです。

今ご指摘のあったことは、そういう場面で職員のほうにも対応するように申し伝えますし、そういった相談も農業委員会とか、農業振興課の「飛驒市農業なんでも相談窓口」にも結構いらっしゃいます。権利異動の関係とか農地法の関係とか、あるいは地元調整とかが市外にいらっしゃると分かりませんので、その辺りは寄り添って調整ができるようにする。あるいは草刈りだけでもやっていただける人に頼むとか、多分そういった仕組みをつくっていくこともこれから必要になるのかなと考えております。

○7番（森要）

実際に相続を受けた方が東京へ行っていて、後はほかりっぱなしにされていて、そこに一度草が生えてしまうと元の用地に戻すのは非常に大変です。

今チェックリストの中に農業振興課は農地所有者の耕作の変更手続きと水稲細目書の届け出という2つがあるんですけど、答弁されましたように、耕作放棄地にならないためにどのようにすればいいのかということの項目も入れて指導してもらえば耕作放棄地にならず管理できるのではないかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

相談内容がそれぞれ異なりますので、それぞれに応じたご相談をしっかりと受け止めて、例えば市外にいらっしゃる方がお金をかけてでも、草刈りだけでもやってくれという相談を受けたらそ

ういう方々につないだり、そういったことについてはこれから検討していきたいと思います。

○7番（森要）

ぜひ相談に乗っていただきたいと思いますが、実際、相続を受けた人はそこまで気が回らないと思うんです。相談が来たら乗るではなくて、農業振興地域にあるこの農地を守るためには、しっかりと管理してもらわないと駄目なんですよというところも踏まえてしっかりと管理するための手続きをする必要があると思っておりますので、ぜひその辺も含めて検討していただきたいと思います。私の質問は以上で終わります。

〔7番 森要 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で7番、森議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時といたします。

（ 休憩 午後1時55分 再開 午後2時00分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

14番、高原議員。

〔14番 高原邦子 登壇〕

○14番（高原邦子）

発言のお許しを得ましたので質問させていただきます。重なると思いますけれども、嫌わずに質問を聞いてください。

人口減少が進んでも農地・集落を維持する方策はどのようなものを考えているのか。維持しないという方法もあるんですが、今までの飛騨市の政策を見ていると維持する方向だというふうに捉えていますので、このような書き方をいたしました。

この夏、各所を訪れてみました。改めて日本全国で人口減少、高齢化により農地も山も手入れがされていないと感じました。飛騨市も同様であります。耕作放棄地の増加とともに鳥獣被害も増えてきており、高齢化と人口減で限界集落も出てくるでしょう。農地と農村集落に関して、飛騨市はどのような考えであるのか。全国的には農村撤退論、むらおさめ論、農村たたみ反対論、食料安全保障論等々いろいろ言われておりますが、一朝一夕に結論を出すのは難しいかもしれませんがどのようなものでしょうか。農地を維持するために土地利用をして、新しいビジネスは起こさないものか。いろいろ私も考えてはみましたが、農地だけでなく山林も手入れ不足や手入れが皆無のようなところもあります。前川議員、中田議員、森議員、皆さんの質問の中にもその点が触れられていたと思いますけれども、この山林も何もかも、災害の危険も増大しています。このことは国の問題でもありまして、国土保全というのは大切な国の仕事でありますけれども、先

ほどもずっと聞いていますと、飛騨市の一自治体ではなかなか解決が難しいなと思うところがありました。これは国に対して現状や対策をしっかりと考えてもらうように要望していく必要もあるなと思いました。

飛騨市の不動産、宅地・農地・山林等の所有者は、飛騨市外に住んでいるケースも多いだろうし、これからも増えることが考えられます。先ほど出ていた相続ではありませんが、中には不動産を今のうちに処分したいと。しかし買い手もいないと。何とか市に寄附したいなという方もいらっしゃると思います。市としては固定資産税のこともありますし、もらうということに対してちょっと抵抗があるかなとは思いますが、そこには何でもかんでももらうのではなく、贈与に対しての寄附とかそういったものに対する条件をつけて、そして譲渡してもらい、市有にしてはどうかと思うんです。なぜかという、将来的に地域外に住んでいる方々、権利者が行方知れずとか、先ほども特定空家の話で出てきましたね。相続人がいないケースに発展するかもしれません。そういったことも比較考量してみるといいなと思いますし、そうして得た土地を有効活用できるかもしれません。

というのは、前回臨時の仮設住宅の話聞いたことがありますが、そのときにいまち土地がないというような答弁もあったと思うんです。災害のときの仮設住宅等々のこともいろいろ考えていくと、もらってもいいのではないかなと思いました。そういう点はどう考えられますか。総務省とか農林水産省とか国土交通省は、こういった災害に対する安全とか、町のこれからのありようとか、もちろん農林水産省は農地の確保とか、どうしていったら農業がということでのいろいろな方針を出していますが、そういったものも研究されているのでしょうか。

1番目に、荒廃の一途をたどっている耕作地等への思い、農地の利用に解決策はあるのか。これは重なると思いますけれど、どうぞよろしくをお願いします。

2番目に、農地を利用して新しいビジネスを民間の力を借りて訴えていくことはできませんかということですか。

3番目に、条件等をつけてでも不動産を市有にしてはいかがですかということですか。

4番目、国の方針等も研究されているとは思いますが、後で再質問のところでも触れますけれども、ちょっと調べましたらいろいろ変わってきています。国の方針をしっかりと研究して、対応策というものを練っているのか。先ほど「検討していきます。」という言葉があったんですが、私はあまり検討という言葉は好きではありません。検討にしてほしいんです。随時やるという方向で、検討ではなく検討のほうでお願いしたいなと思っていますのでよろしくお願いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

人口減少下での農地・集落の維持についてご質問をいただきました。地域の皆様が将来を危惧されている大切なテーマですので、1点目の耕作放棄地の農地利用への解決策についてから丁寧にお答えします。

農山村が今に至った経緯を整理しますと、1960年代に始まる高度経済成長とともに農山村から都市部への人口流出が始まり、それが現在も続いています。1980年代後半からは、農業なら耕作

放棄地、林業では管理放棄された林地が増加。そして1990年代からは、人口減少や高齢化によって集落機能の維持が困難になってきた集落も出てきています。これは本市も同様と認識しています。

農山村と都市部との大きな違いは、もともと少ない人数で山や農地などの広い空間を管理してきた地域社会であるという点です。したがって、人口減少が加速する中で、これまで以上に少ない人数で山村空間をどう管理していくかという視点で対策を講じていく必要があります。具体的には、条件のよい平場では広い区画で大型機械によって効率的な土地利用型農業ができる農村環境を整える取り組みを進めております。古川町玄の子地区、杉崎地区においては、県営土地改良事業が進んでおり、袈裟丸地区も土地改良事業申請に向け準備が始まっています。いずれも、それぞれの地域が将来の土地利用と農業振興を見据えて主体的に取り組まれており、市はこれに対して、整備した広い圃場にあった農業機械の導入支援に加えて、人工衛星やAI技術を使ったスマート農業を進めるなどの支援を行っているところです。

また、トマトなど高冷地野菜等の担い手確保については、これまでのトマト研修所の運営等に加え、国の財政支援がある地域おこし協力隊制度を活用できないか検討しています。急傾斜など条件不利な農地については、繁殖雌牛の放牧など粗放的な利用による農地利用の最適化の実証を始めているところです。そして、主たる生産者と地域が相互に集落環境を維持するためには、畦畔や用排水路等の地域資源保全を行う集落によるサポートが必須です。この点については、国の中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用できるよう、市は伴走支援いたします。中核的農業者による効率的な農業生産と地域の多様な担い手の地域資源保全により、農業振興と農村環境が調和する飛騨市型の地域営農システムの構築を推進してまいります。

2点目の農地を利用した新たな民間ビジネスの創出についてお答えします。農地の最適利用と併せて民間事業者や起業される方の内発的動機による事業を支援することが大切だと考えております。具体的な事例として、古川町黒内地区で行われている2つの事業を紹介します。1つは、民間事業者が耕作放棄地を再生し、ワイン生産に向けたブドウ畑が整備されています。将来はワイナリーを整備し、飛騨市内産のワインを製造される計画です。2つ目は、同地区に市外から移住された獣医師が山地酪農の事業化に着手されました。山地酪農とは山の斜面や隣接する農地等を活用し、牛を放牧する自然の摂理に沿った酪農です。将来は付加価値の高い乳製品などを製造される計画です。

これらの事業に関して、市は国の最適土地利用総合対策を活用し、農地整備や電気柵の購入等に加え、地元調整や技術的指導などの支援を行っております。黒内地区には歴史ある果樹園や温泉、生活環境保全林である朝霧の森、ホテル季古里、いちご狩りができる農業施設やトマト生産団地などもあります。既にある様々な地域資源を有機的につなぐことで、黒内地区の農地利用と農村振興が図られ、こうした事例が市内各地に広がるよう民間事業者や地域に寄り添った支援に努めてまいります。

3点目の市が不動産の譲与を受けることについてお答えします。議員ご指摘のとおり、高齢化や後継者不足等により、農地をはじめとした不動産の管理や処分の課題を抱える方々が増えていると受け止めています。

ご質問の趣旨は、市がそうした農地の寄附を受けて農業振興につなげてはとのご提案だと思ひ

ます。結論から申し上げますと、農業経営を行わない市が農地の寄附を受けることは農地法上も難しいと考えています。また、農地に限らず利用目的のない不動産について管理に要する経費等を税で賄うこととなりますので、不動産の寄附を受けるには、原則として市民の福祉増進につながる具体的な事業に活用されることが前提になると考えます。

一方で、社会経済は所有から利用へシフトしてきています。これまでは財産を所有することで地域に住み継がれてきた社会が、人口減少と高齢化で不動産を流動化させる必要性が出てきた背景があるからだと考えています。それに併せて法令等も整備されています。具体的には農地中間管理機構事業、いわゆる農地集積バンクです。機構が農地を借り受け、担い手の生産者等に貸し付ける制度です。農地の出し手は公的機関が農地を預かるので、安心して貸すことができます。もちろんそれには借り受ける生産者の育成と確保が必要となります。1点目や2点目のご質問でお答えした農業構造の改善を1つずつ確実に進めることで、農地利用の最適化と農地の受け手の確保に努めてまいります。

4点目の国の方策等の研究についてお答えします。議員ご指摘のとおり、人口減少下で土地需要が減少する時代において、国土を適切に管理していくとの視点から各省庁で様々な政策が検討されています。国土交通省では国土の管理構想について国、都道府県、市町村、地域の計画の体系化を検討。総務省においては所有者不明土地対策等について制度設計が進められていると認識しております。今回のご質問の趣旨に関係する農林水産省では、持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策について示されています。政策体系を整理いたしますと、1つ目が地域資源を活用した農村における所得と雇用機会の確保、2つ目が農村に人が住み続けるための条件整備、3つ目が人口減少社会における長期的な土地利用の在り方となっております。

本市が進めている施策体系は先ほど答弁させていただいたとおりですが、加えて申し上げますと、土地利用については、農業者や地域の皆さんの話し合いにより地域の将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定中です。この計画は10年後の地域農業の設計図と位置づけられ、農業を担う者ごとに利用する農地を地図に示すもので、今年度中の策定を目指しています。また、集落機能の維持を図るための農村政策については、特に過疎高齢化が著しい地域において、移住者である若い集落支援員を配置し、地域資源保全活動や地域コミュニティへの支援を行っていただいています。来年度予算編成に向けて鳥獣害対策の強化を含めた集落支援員の活用も検討しているところです。こうした若い集落支援員の方が農村マルチワーカーとして市内に定住され、いずれは農村型地域運営組織、いわゆる農村RMOとして発展し、過疎化が進む集落の農用地保全、地域資源の活用、生活支援を支える社会システムにつながることを目指してまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○14番（高原邦子）

農林水産省で田んぼを大きくしたり、古川町玄の子の圃場整備は、要は集約的な農業を目指していて、たしか以前も土地に関して「日の当たらないようなところの土地はもう考えない。」というようなことを市長は言われたと思うんです。私は、今粗放的農業のことを言われたのでいいなと思うんです。その土地その土地、地域地域で土地のありようが違うんですね。先ほど説明されたのは古川町がメインですよ。平場だし、いろいろな意味で。でも、神岡町も中山間地域で山之村まで行く道とか、伏方とかもあって、県とかいろいろなところでやっているんですが、今

まで側溝とかも集落の方々が見て回ることができたんだけど、さっきも集落でそういうものを見るということを書いていたんですけど、これができない状況に陥る地域、さっき言った限界集落的なことになるところではどうやっていくのかということなんですね。そうすると、地域を否定するわけじゃないですけど、今までしてきた人たちの考えでよく相談しますって言うけど、それでは今と何も変わらないんですよ。もっと新しいものを入れなければならないと思うんです。きれいごとばかり言っていられなくて、ちょっと語弊があるから言葉は変えますけれど、よく言われるのが、昔から住んでいらっしゃる方々にはそれぞれの思いがあるものですから、なかなか後から来た者の言うことを聞いてくれないと。そこでやっているけどこれでいいのかななんていうことも聞いたことがあるんです。だから相談を地域の人とやっていきますと言うけど、1つ市がしっかりとした目標を定めてやっていかないとまとまるものもまとまらないし、そもそもまとめなくてもいいかもしれない。もっと新しいことを進めていく覚悟というのは市にはありますか。今までどおり相談しながら決めていく、検討してやっていくということで、今の荒れた耕作放棄地、そして山林を守っていけるとお思いでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

先ほど古川町の事例をご紹介しましたが、山之村に行ったり、いろいろなところでできるだけ行っています。耕作放棄地は増えていますが、やっぱり中には、山之村地区ですとそばをやっていまいしょうと言っていて、ところが今、国の方針で5年に1回、水を張らなければならなくなりました。この具体策もないので、その辺りは技術指導ができる専門家と現場に行って、そこで例えば水路に泥が詰まっていれば県の農林事務所にも直してもらったりすると、地元の方も気持ちに前に向けたりしていただいて、そういうことを積み重ねているというのが実情です。

では、どう管理していくかということ、先ほど申し上げたようにこれだけ広い空間を、これから相当人口が減っていく中でどうしていくかということになると思いますので、例えばもう山に返していくとか、そういったことも今地域計画の中で地域の皆様と農業委員の皆様にも来ていただいて、話を進めているところです。農業農村を今の力でどれだけ効率的に守っていくかということが我々のビジョンです。具体的手法はどうしていくかということになりますけれども、やっぱり人がやる、それから人が管理をする、場合によっては動物が管理をする、場合によっては粗放的な利用です。

いろいろやっていて考えたんですが、そこで生産しても物が売れていかないと結局同じことになってしまうんです。1つは黒内では外発的な動きが出ていますので、山地酪農経営としては全国でも大きなチャレンジです。ブドウもそうです。高冷地で霜の被害も出やすいです。ただ、そこは市が伴走支援をしっかりとしていくということと、あと所有から利用に変わっていく時代だと思っていて、分かりやすく言うと谷ごと農場みたいな雰囲気です。それぞれの水系域の谷ごとで利用権と所有権をまとめて分離して、そこで効率的に守っていくということは地域のご理解がいますので、まず黒内地区でそれに近いことになっていくかと思うんですが、とにかく前に進んでいくということで、そのような覚悟を持って進めております。

○14番（高原邦子）

農林水産省はいろいろなことに補助金とかを出してくださっているのは分かるんですが、農林水産省の長期的な土地利用も考えて。中山間地域を中心として、農地の集積・集約化、新規就農軽労化のためのスマート農業、それから普及等、あらゆる政策努力を払っても「農地として維持することは困難である。」と農林水産省は言っているんです。いろいろやってもというふうに思っているんですね。ところが、食の安全保障を考えると絶対にそんなことは思っただけなくて、戦争がちょっと起きたら小麦が来ないとなったりいろいろなことがあって、島国の日本の食料のことを考えると、それではいけないと。農林水産省は「食の安全保障の確立に向けて農業生産の増大を図るようにもしていきます。」と言っているんですね。だからいろいろな立場に立てば、いろいろな角度で物を言うんだなということにはよく分かりました。

それで、先ほど集約的な農業でかんがいしたりして手をかけるのもいいんですが、私が神岡町の地域を回って悲しいなと思うのが、今まで作物とか田んぼがあったところがぼうぼうになっているのを見ると、何とかしてと思うんです。ですから、そこは先ほど部長言われたように粗放的農業というか、あまりにも人が少なければ、面積当たりにかかる労力をできるだけかけなくても何とか農地を維持していく自然任せの農法もあるし、それを突き詰めて。私はあまり農業は詳しくないんですけど、世界各国でいろいろな農法がありました。へえと感心することばかりで。飛騨市の中でもその場所によって合う農法が違うと思うので、ぜひその辺を研究してやっていただきたいなと思います。

それで、土地を市有化するかどうかということは私もなかなか難しいところがあるなということには分かっているんですけど、どこにも帰属しないものは国のものになるはずなので、また国が違った考えを出してきてくれるようにいろいろ働きかけていきたいなと思っています。

農業は食べていくものですから、本当に大切です。小学校でも収穫したりしていますよね。ああいう体験ってとても大切なので、せっかく身近にあるんだから、ぜひ子供たちにもやっていただきたいなと思います。今回、いろいろな方が農業関係のことを質問されていますけど、それだけ重要だということでご理解いただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。ここ2～3年の間に、私的なことでありますけど、大切な友人や親戚、高校の同級生を亡くしました。中には自死を選んだ方もいました。この夏は、彼ら、彼女たちのことを思って慰霊の日々を送り、出かけたりしました。そうしますと、幸せだったのかなとか、どうして相談する人がいなかったのかなとか、いろいろなことを感じました。自分自身、人生とは何だったのだろうかとか、幸福だったのかなとか、そういうことを考えるときに、幸福感とか幸福度というものは何なんだろうなと思ったりしました。

議員の仕事に戻って、市民からの個々の要望や上がってきた地域の要望書に基づいて歩きました。そうしますと、例えば側溝の蓋が重過ぎて冬が来るのが嫌だとか、快適な暮らし、そして不便さを解消して、今よりいい暮らしになりたいなということに凝縮されました。また、身近な人の入院とか、支援者の方々の中でも病気で闘病中の方もいらっしゃるって、その方々がこういうふうにしてあげればよかったとか、もう少し体のことを考えて生活を送ってあげればよかったという話を家族の方から聞きました。

人によって、幸福度とか幸福感は違って多種多様でありますけれども、それを市政にはどうい

うものかなと考えましたら、地方自治法には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」というのがありますよね。福祉の増進というのは、近年よく言われ出したんですが、ウェルビーイングの考え方と一致していると思いました。今よりも心持ちのいい状況がウェルビーイングです。飛騨市制における施策を見たりしていると、ウェルビーイングそのものだと思えるものもあるんです。ここから来ているのかなと思ったりもしました。本当に取り入れられているなという感じでした。

職場環境や家庭環境も人の心に影響を与えます。人とのやり取りとか、上司・部下のパワハラとか、いろいろなハラスメントで心に影響を与えると、企業もそうですけど生産性が落ちたりしますよね。そういった状況というのはウェルビーイングではないわけです。だから市は多くの市民の要望に応えることを施策に取り入れていただきたいと思うんです。取り入れることが大事で、予算のこともいろいろあるでしょうけれども、市民一人一人、個々にいろいろな考え方があるにしても、市民の不便さとかは取り除かれていくんだ、ウェルビーイングな状況になっていくんだということを入れていっていただきたいと思うんです。市民福祉部がいろいろな意味で関わっているところが多いと思うんですけれども、基盤整備部もそうですし、農林部もそう、ましてや子供の教育のほうもいっぱい関わっていると思うんです。今国も結構推進しているみたいですから、ぜひ心がけて施策に生かしていただければと思います。

そこで質問いたします。今2030年でSDGsは終わるということを言われていて、ウェルビーイングというものがそれに続いていくのではないかとされていますが、ウェルビーイングの概念を飛騨市は入れられているんですけど、これからもっと市民をウェルビーイングな状態にしていくののかなということをお聞きしたいなと思います。そして、将来を担う大切な子供たちの教育、彼らもやっぱりウェルビーイングな状態で学びを深めていくことが将来のためになると思うので、友達関係のいじめとかいろいろなこともあるかもしれない。それを何とかウェルビーイングな状態にしていくにはどうしたらいいのかとか、教育現場はどのように対応しているのかなということをお尋ねしたいと思います。先ほども言いましたが、市民福祉部だけではなくて各部署はちゃんと取り入れていますかということをお伺いします。

そして、一番大事なのが、独自の指標というか、飛騨市なら飛騨市なりのメルクマールを作って、その進捗度合いをチェックすることが必要ではないかと思うんです。一番最初に総務部長が税のことで答弁していましたが、いろいろちゃんとやっていく、見ていくとおっしゃっていました。これは大切なことだと思うので、本当にウェルビーイングな状態なのかということをチェックしていただきたいと思うんですが、その点についてどういうお考えでしょうか。お伺いいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

ウェルビーイングの概念という話でございまして、今回ホットなテーマでございまして。教育の部分も含めて、全部私からお話ししたいと思います。

ウェルビーイング、今いろいろなところで本当に言われるようになっておるわけですが、市と

してどういう捉え方をしているかということからお話ししていきたいんですけども、このウェルビーイングというのは、経済的とか物理的とか、あるいはいろいろな周囲の便利さということももちろんありますけども、それに加えて体が健康で、そして周りに支えられて、安心して不安がなくて、何よりも心が満ち足りている状態というのをウェルビーイングと捉えております。バイオ・サイコ・ソーシャルと最近言うんですが、バイオは体ですね、サイコは心ですね、ソーシャルは社会との関係で、それが3つの円を描いて、その真ん中で重なっているところを目指すんだというのがバイオ・サイコ・ソーシャル。これを非常に強く言われていて、こども家庭庁の設立の基本になったこども基本法もそれを強く打ち出しているわけです。こういった概念が別に出てきているんですが、実はこれとウェルビーイングというのは全く実は同じだというふうに考えていて、心と体と社会、周囲との関係はこうしたものが満ち足りているという状態、これをつくるのがウェルビーイングなんだろうというふうに思います。

翻って市の施策、市の行政の在り方としてどうなのかということとの比較でいきますと、今ちょうど現行の総合政策指針の改定をしようとしているんですが、その中で振り返りをやっております。現行の総合政策指針は、市が目指す将来像として「みんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」というふうに掲げたんです。実はこれをつくったときにウェルビーイングということを考えていたかということ、実はあまりその時点では考えてなかったんです。ただ、振り返ってみると「みんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」って、これはウェルビーイングそのものじゃないかということを感じているところでございまして、いろいろなところでその話をさせてもらっているんですが、市がこの5年間取り組んできたことはまさしくウェルビーイングの追求であったし、時宜を得たものであったというふうに思っております。それが議員からもおっしゃっていただいたように、いろいろな施策がウェルビーイングじゃないかというふうに気がついていただけるということになっているんだろうというふうに思います。裏を返しますと、このウェルビーイングというのは決して新しい概念ではなくて、従来からみんなが満ち足りた状態をつくっていくんだ、取り組みをやっていくんだと脈々と存在していたことをもう1回クローズアップしてきたものだというふうに思っております。

こうしたことを踏まえますと、今後の市政においても大きく派手なことだけにとらわれるのではなくて、やはり身近な暮らしの中でささやかでも満ち足りた気持ちを持っていただけるような施策を展開していく。それが重要ではないかと思っております。その道しるべとしてこのウェルビーイングというキーワードを念頭に置くということが大事ではないかと思っております。富山県の新田知事が選挙のとき以来、県政のテーマにウェルビーイングというのを掲げておられて、富山県は随分ウェルビーイングというのは一体なんだ、横文字で分からないじゃないかという議論がいっぱいあったというのを新聞紙上でも読んできたんですが、我々としては「みんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」というのがウェルビーイングそのものの表現として一番分かりやすいと思っておりますので、次期計画においても目指す姿として掲げていきたいと考えているところでございます。

2点目に、将来を担う子どもたちへの教育の観点からのお話がありました。これもウェルビーイングとの関わりということでちょっとお話を申し上げたいんですが、学校教育が新学習指導要領に改訂されて以降、「主体的・対話的で深い学び」というのがテーマになっております。そ

れと表裏一体として行われているのが「探求」という教育でございまして、地域とか国の様々な課題に対して自ら考えて、そしてその解決策を自ら見出して、地域の人たちと共同して解決策に取り組んでいくというものを実践しようじゃないかという教育が探求ということなんです、これは今飛騨市が取り組んでいる飛騨市学園構想そのものでございます。この探求というのは身の回りの困りごととか困難を抱える方々の実態を知って、共感を持つということが基礎になるというふうに考えておりまして、私はこの共感ということ、教育の理念を教育委員会とも共有する中で非常に重要だということをお願いしてきております。

共感というものを基礎に置きながら、未知の様々な課題に臆することなく勇敢に取り組む、そしてお互いに助け合いながら生きていくというのが今の教育の目指す姿です、飛騨市の教育の目指す姿でもあると思います。これは共感、そして助け合い、そして目指すところは、様々な困難の中でどういうふうに満ち足りた人生、社会をつくっていくかということですから、まさしくこれはウェルビーイング教育だというふうに思っておりまして、飛騨市学園構想を主体に進めておる探求の教育というのは、ウェルビーイング教育だと言ってもいいのではないかと考えております。これが将来を担う子供たちの基礎になってくれればという思いを持っております。

それから3点目ですが、市全体の取り組みについてということでございます。これは当然、総合政策指針の大きなテーマでありますから、「みんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」ということは、市民のウェルビーイング全体を高めていくということで、全部局に及んでいると考えております。当然、市民福祉部だけではありません。例を挙げますと、例えば高齢者の冬の暮らしの中で課題になっている雪下ろし対策、これは総務部、基盤整備部が取り組んでいること、生涯にわたって学び続け、心の豊かさを追求する市民カレッジ、これは教育委員会が中心でございまして、それから地域に対する誇りを育てること、心の満足度を高めるという意味では、薬草とか食を通じたまちづくり、環境保全、こうしたことが挙げられるわけでありまして、ここは商工観光部、農林部、環境水道部が取り組んでいる。それから仲間となって地域を支えていただく方と一緒に何かをやっていくという飛騨市ファンクラブとか、ヒダスケ！、ここは企画部ということで、いずれもウェルビーイングそのものであると思っております。その意味では、全ての部が何らかの形で関わっているというふうに捉えておるところでございます。

それから4点目に、独自の指標策定というお話がございました。ウェルビーイングということは、今年度の予算編成をする段階でも政策協議の中で議論をしております、何かここを指標化ができるものはないのかという議論を既にしてきておりました。

毎年市政世論調査をやっているんですが、今年、市政世論調査に新しい項目を追加いたしました、ウェルビーイングを図れるようなデータを取りたいということで質問項目を追加したところです。具体的に申し上げますと、一般的にウェルビーイングの要素と言われている「暮らしの充実感」、それから「心と体の健康の満足度」、それから「地域とのつながりの強さ」、「生活する上でのやりがい」といった質問を今回追加いたしております、これが高原議員ご指摘のまさしくウェルビーイング指標ということになるのではないかなと思います。

最終的な集計結果は11月にまとまりますけれども、現在、単純集計の速報値が出ておりまして、この平均値はつい数日前に出たんですが、これを見ておきますと、5段階で評価してまして、平均値を取りますと「暮らしの充実感」は飛騨市民3.19です。「心と体の健康」はちょっと落ち

て2.92、それから「地域の愛着度」はちょっと高く3.57です。「地域の人たちとのつながり」が3.29、それから「仕事や生活の中での活動に対するやりがい」が3.40ということで、3が平均値・中央値ですけど、おおむね3よりもちょっと上に位置しているということになっております。

ただ、このデータというのは絶対値で見えるものではないものですから、経年変化を見て、施策なり周囲のいろいろな町の変化がウェルビーイングにどう影響を与えているのかということを見ていくことが一番大事なので、今回初めて出てきておりますので、ここから経年的、継続的に変化を分析していきますと、このウェルビーイング度合いというものがある程度数字になって測れるのではないかなと思いますし、いずれこれは改良を加えながら、何がそれに影響しているのかというような分析を加えていくと独自の指標がもっとつくれると思いますので、この辺りは今後継続して研究を重ねながら、データで見られるということも工夫していきたいと思っております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○14番（高原邦子）

市長からの説明で、大体いつもの施策のところには入っているなということは分かっていたんですけど、それならばどうかというのが、さっきも言ったように人それぞれ幸福感とか幸福度は違いますよね。でも、便利になりたいとか共通していることがあるんです。不便なものは不便でなくなったりとか。市政というのは別に派手にすることはないんだけど、一番身近な生活環境、だからごみのことも聞いたりしましたし、あとはさっき言った側溝の蓋が重いとか重たくないとか。特に雪のときに滑って腰の骨を折ってという方々は結構いらっしゃいます。

最大公約数というものをできるだけかなえていくのが市政じゃないかなと私は思っているんです。しかし予算の関係があるということなんですけど、例えば経済的に困っている方々には3万円とか7万円とか来るんですが、その境目の人たちからも私は意見を聞いているんです。所得税のことで税務課の人は大変だったと思うんですけど、所得税減税というのは国民みんなに平等なものですよね。そうすると、それというのはいいかなと私は思うんです。特定の方々だけにしかできないようなものだ、本当に市民一人一人のウェルビーイングにはならない。さっき言ったように最大公約数でみんながそれをやればウェルビーイングになりますよというのを市政は必ずやっていかなければいけないと思うんです。ただ、予算の問題があるんですけど、そういった方向で数多くの老若男女がみんなよく思うところにもしっかりと予算をつけていてもらいたいと思うんですが、市長、どうでしょうか。そういった多くの人たちに関わる場所は絶対外してはいけないと思うんです。何としてでも予算をひねり出して、市民の多くの方々から要望が結構あがってきていると思うんですけど、応えるということが本当の意味の市政じゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

最大公約数を見ていく市政は、僕はこういう言い方をしているんですけど、みんながやってほしいと思っているけども1人ではできないことをやるのが行政の本旨であるというふうに言っております。歴史的に行政というのはそういうふうになり立っている。例えば教育なんかはそ

うですよ。自分の子に学問を身に付けさせたいというときに自分だけで学校を開くわけにいかないですから、みんなでお金を出し合って学校を造っているわけです。道路とかインフラ整備も同じで、直接受益する人というのはそれぞれ違うんですけども、やっぱり自分でお金を出して道路を造ったり、側溝を掘ったり、川を直したりできないので、お金を出し合ってインフラ整備をやっていく。これが行政の本旨であるというふうに思っています。

大きな観点からいくとそういうふうにして捉えていったときにそれを軸に置きながら予算の協議をしていくわけです。これは本当にみんなが望んでいるものなのかということをチェックします。もう1つ、みんなが意識はしてないんだけど、結果、みんなに必要とされるもの、これが福祉なんです。よく障害福祉にしても介護にしても、お金をかけすぎじゃないかみたいな議論をされる方がおられます。そういう方に申し上げるのは、あなたが当事者だったら言えますかと、私市民の方にも平気で言います。そうすると皆さん大体絶句されるわけです。そこまで考えてなかったということなんですね。そこを見いだししていくというのも行政の役割だろうとっていて、みんなに起こる可能性があるということも見いだししていないといけないと思います。

そういうことを考えながら、あとは予算と限られた人材の中でどこまでできるのかをすり合わせていくということにどうしてもなっています。身近な周りの便利さを追求する、高原議員から毎回この議論をいただいているんですけど、できる限りのことをしたいと思っています。もう1回、今年そこをしっかりと見ようじゃないかということで各地域の意見交換会を始めているところなんですけど、今度は地域に行くということです。その前段階で、要望箇所へ私も実際に現場を回らせていただきながら見ていると、やっぱり私の目から見る見え方と、地元の皆さんの見え方が違うということが実際にあります。それは率直に意見交換をしながら、なぜここは優先順位が低いのか。逆に、これはもっと違うやり方があるのではないかとか、そういうことを現場で意見交換するのが一番大事だなということ为先日の神岡町吉田の意見交換会のときに思って、そんなことを感じて、この辺はコミュニケーションを密にすることによってお互い共通理解というものが得られていく中で進んで行く問題ではないかなと感じております。

いずれにしても、いろいろなレベル感といろいろな幅の広さがある中で判断していく問題ですが、軸はきちっと持って、そこはぶれないようにやっていきたいと思っています。

○14番（高原邦子）

市長のおっしゃるとおりだと私も思います。市民の声にもいろいろあります。誤解されている市民の方も結構いらっしゃるんで、そのときは恐れずに実はこうこうこういうこともあるんですよとお話すると、「私、知らなかった。」とか、「そうだったのか。」ということもありますので、議員はきちんとその物事の道理というか、自分の感情だけ、好き、嫌いではなくて、こういうふうで決まってきたということは説明しているつもりなんです。ただ思うのは、本当に1人でも多くの人たちがウェルビーイングな状態になるには最大公約数とか、そういったことをやっていくしかないのかなと思っています。

福祉のこと、私は今障害がないからといっても、両親が障害者になりましたのでその点はよく分かっております。だから自分がそうじゃないからといってそういうことは言えないよということもお話しています。

ただ、市長のおっしゃったように、そういうことを言う方たちがいますけど、そういう方たち

にも説明をしていけば分かってくださるし、でもそう思わなければならない人の気持ちも市長がおっしゃったとおり共感を持って物を見ればちょっとよくなるかなという気がしました。ぜひ市民みんながウェルビーイングになるように政策を進めていただきたいと思います。これで質問を終わります。

〔14番 高原邦子 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で14番、高原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時5分といたします。

（ 休憩 午後2時55分 再開 午後3時05分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

3番、小笠原議員。

〔3番 小笠原美保子 登壇〕

○3番（小笠原美保子）

議長のお許しを得ましたので質問いたします。今回は子供の環境についてお考えを伺います。

まず初めの質問です。部活動の地域移行についてお尋ねをいたします。これまでの学校部活動は主に各学校を活動場所として、教員が顧問になり運営や指導の中心を担ってきましたが、働き方改革の流れと併せ教員主体のサポート体制の見直しも含めて検討されてきました。地域クラブ活動では、地域クラブの運営や指導について、地域の団体や保護者など地域の皆さんが主体となり活動を行います。2022年12月には、スポーツ庁と文化庁により「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が発表され、飛騨市においても円滑な地域移行を進めるために、市の学校活動の現状や地域クラブ活動の仕組みについて説明会、各団体の事情に応じた意見を伺う相談会を教員や地域、各種団体に向けて実施されます。

令和6年度からは、地域クラブ活動実証事業を開始し、「理想的な活動体制の構築や、整備内容や補助内容の検証のために実証を行う。」とあります。まだまだこれからの取り組みになるため、保護者の立場、子供の立場、教師の立場、それぞれ不安に思うことがあると思いますのでお尋ねをいたします。

1つ目は、部活動の地域移行への現状をお尋ねいたします。令和8年度から全面的に地域クラブ活動としてスタートさせるために、理想的な活動体制の構築など取り組みをされているところだと思います。現状を教えてください。

2つ目は、指導者との協力体制はどうされるのでしょうか。今までの学校が主体となり、先生が主体として指導してきた部活動と異なり、研修を受けた指導者が指導することとなります。平

日や休日における環境の整備など方針が変わるのではないかと思います、どのようにされていくのでしょうか。また、仮に指導者が不適切な指導を行ったり、保護者や生徒とトラブルがあった場合にはどこが責任を持っていただけるのでしょうか。

3つ目は、保護者や地域との連携についてです。現在、部活の地域移行については、保護者の方々も初めてのため分からないことばかりで不安に思われているようです。実際、中学生と小学生の兄弟の保護者の方でそのようなお声もありました。地域の主体となるため、今まで以上に保護者とともに考え、活動する場面が増えるのではないかと思います。子供たちの有意義な活動のために、保護者や地域とどのように連携をお考えでしょうか。以上、3点伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それでは、部活動の地域移行についての3点についてお答えいたします。

まず、1つ目の部活動の地域移行への現状については、国は令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和8年度までに休日部活動の地域移行を進めています。それを受け、飛騨市では単に部活動を地域に移行するのではなく、子供たちがやりたいことができる新たな社会教育環境をつくり、児童生徒のよりよい心身の成長や人格形成を目的とした持続可能な体制づくりを目指して取り組んでいます。

そこで、令和5年度までの地域部活動推進協議会での検討や協議を経て、飛騨市地域クラブ活動実証事業を立ち上げ、現在は9種目11団体が地域クラブ活動の実証を行っております。実証団体では、学校の顧問がいない状態での地域クラブ活動を試みており、団体によっては状況は様々ですが、新しい指導者が確保できたり、今までの部活動にはなかった種目が立ち上がったたりする成果も出てきております。

一方で、指導や運営の担い手不足や複数校が合同で活動する場合の移動・送迎の負担など、団体ごとに抱える問題は様々です。そのため、地域クラブ推進室や関係団体、校長の代表などによる年20回のコアメンバー会議、実証団体の代表者や指導者による年4回の地域クラブ活動推進会議を実施し、課題の解消に向けて協議や検討を行っております。今後も部活動の地域移行を推進していくことができるように、新たな社会教育環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

2点目の指導者との協力体制については、地域クラブ活動では指導や運営を地域人材が担うようになります。これにより、下校後すぐに体育館で練習するクラブもあれば、一旦帰宅して夜間にスポーツ施設で練習するクラブもあり、活動時間や活動場所が様々になることが考えられます。こうした課題を解決するために、スポーツ施設や社会教育施設の円滑な利用ができる仕組みづくりを行っています。また、古川中学校の教室棟のセキュリティーを分離し、学校職員が不在でも学校施設を使用できる環境を整えております。学校部活動を地域に移行する過程で、子供たちの活動に制約が生じないように環境の整備を進めていくよう取り組んでいきます。

次に、指導者の不適切な指導やトラブルについてですが、まずは不適切な指導を未然に防止することを第一に考えています。そこで、ガイドラインを定め、市が主催する指導者研修を必修と

して行い、適切な指導やハラスメント防止につなげていきたいと考えています。そして、児童生徒・保護者へのアンケート結果を団体代表者や指導者に伝えることを通して、子供たちの願いや思いが活動内容や活動日数、時間に反映されるようにしていきます。それでも指導者の不適切な指導やハラスメント行為、保護者や生徒とトラブルがあった場合は、教育委員会が責任をもって必要な研修を行います。場合によっては指導者の認定を取り消すなど厳しい処置も含めて対応していくことを考えています。

3点目でございますが、保護者や地域との連携については、クラブ移行が必要な背景や移行することで期待される効果、現在の取り組み状況と今後の予定などについて、まずは多くの保護者や地域住民に知ってもらい、理解を深めていくことが重要だと考えております。今年度は7月に小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒とその保護者に飛騨市の地域移行の目的や現在の取り組み状況、今後の予定などについて理解を深めるための資料を配布しました。また、要望に応じて各スポーツ団体や育成会への説明会や相談会を実施しました。

今後も作成中の飛騨市の地域クラブ活動ガイドラインの内容や地域クラブ活動移行の取り組みについて説明会を実施する予定です。周知をしていくことで、学校や保護者、行政だけではなく関係団体や地域全てが、どうすれば子供にとってよりよい社会教育環境をつくることのできるのかを考え行動していくことが欠かせないと考えております。ぜひ、地域住民が主体者となって意見やアイデアを出しながら、よりよい地域移行が進むようご協力いただきたいと考えております。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○3番（小笠原美保子）

これからなので、いろいろとまた変わってくるのかなとは思いますが、いろいろ試行錯誤しながらやっていただけたらありがたいと思います。

1つお尋ねしたいんですけど、最初に子供たちのやりたい部活の体制づくりをしていっているというお話が出て、私これ面白いなと思いました。9種目11団体あるということでしたが、今まで種目になかったものもあるようなお話だったと思うんですが、ちなみにどんなのか教えてもらってもいいですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

合気道という今まで部活動ではなかった種目が、地域の指導者の方が積極的にやりたいということで、選択肢が広がる効果としては本当にうれしい限りで、地域の方とやっていきたいと思えます。今実証団体として活動しているんですが、今後もそういう意欲のある指導者がいらっしやれば、指導者となるように実証団体に加わっていただきたいというふうに思っております。

○3番（小笠原美保子）

とてもいいことだと思います。今の場合はお子さんから声があったのか、地域の方々から声があったのか。今後、例えば生徒がこういうのをやりたいということに沿っていくように指導者を探すのかとか、地域の方が私はこれができますと声を上げていただくのかとか、そこら辺は募集をしているのか、話し合いの中で出てくるのか、もうちょっと詳しく教えてもらえるとありが

たいのですが。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

この地域移行を始めるに当たってお知らせをしたところ、合気道の方が興味を持たれて地域クラブ活動推進会議のほうに出てこられたということもあります。そしてその方は、もともと個別に団体サークルとして活動なさっていたという基礎がありましたので、それを今回中学生を交えて指導したいということで思いが合致して、そうなったということでもあります。

今後の広げ方につきましては、お知らせしましたように保護者の方に地域移行を広げておりますので、保護者の方から実はこういう指導をしている人がいる、自分自身でも指導をしているという保護者の方もいらっしゃると思います。いわゆる口コミで広がって実証団体に加わりたいということが地域クラブ推進室や教育委員会にあれば、そういうところと相談をしながら実証実験に加わっていくということを広げてまいりたいと思っております。

○3番（小笠原美保子）

今までの部活という概念が崩れるというか、お子さんたちにとってはやりがいのある形になるのかなと思って、ちょっとわくわくします。

2点目の指導者のところで説明があったんですが、地域の人材の方に指導をお願いしているので、お勤めしている方だからだと思ってしまうんですけども、子供たちは一旦家へ帰ってそれから夜間にクラブをとという説明だったんですが、夜間参加という形になると、集合する場所が家から遠いと保護者の方が送迎しなければいけないとか、いろいろ課題が出てくるかなと思うんです。そういったときに、本当は参加したいんだけどなかなか難しいというお子さんが出てこないかなということが心配なんですけども、その点についてはご意見を吸い上げていくのか、どうされていくのか教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

今実証実験の中で指導者の方、保護者の方と意見交換をしております、練習場所の確保、それとその練習場所が、今までは学校の敷地内、体育館であったりグラウンドであったんですけども、そこから離れたところでやるというケースもございます。今議員おっしゃったように、そこまでの交通機関であるとか、あるいは放課後にできる時間であったものが、社会人の講師の関係で午後7時からということもありますので、そういったところの隙間時間をどのように子供たちに過ごしていただくのかということ等、多々課題はあるところです。今、地域クラブ活動推進会議の中で、その辺をどういうふうにして対応していくのかということを検討しております。

交通機関においては、例えば飛騨市が運営しているバスのダイヤを何とかうまく調整できないかとか、あるいは無料でバスに乗れるようにできないかとか、隙間時間の過ごし方で近くの公共施設で利用できるようなところがないかということを考えております。

あと送迎については、どうしても頼る機関がなければ親御さんの車による当番制での送迎とかに頼らざるを得ないクラブも出てくるかと思えます。そういったところは個々のクラブで事情が

違いますので、いろいろとお聞かせいただきながら、どのような対応が一番適切であるかということの一つ一つ埋めていくという作業をしております。

地域クラブ活動推進会議のほうは5月と8月の末の2回が終わりまして、あと11月と、もう1回を年度終わり近くにやりたいと思っております。令和6年度で実証実験を始めて、令和7年度はもう少し一歩踏み込んだ、それらの課題を解決したような形の正式な地域クラブ活動にしていきたいと考えております。令和6年度は何とかその課題を埋めていくというところで、今現在いろいろと協議をしているところでございます。

○3番（小笠原美保子）

移行中なので仕方がないと思うんですけど、今現在が大変な状態なのかなと思って聞いていたんですが、合同で練習したり、今までとは違う学校ではない場所での練習というのが普通になっていくとは思んですけども、例えば神岡町の子と古川町の子が合同で練習をして、古川町に毎回行っているということになると、神岡町の子の時間であったり送迎の負担がかなり大きくなると思うんですが、片方だけに負担がかからないように中間を取るとか、交互にするとか、やり方はこれからかもしれませんが、今現在はどんな感じになっているのか教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

活動場所のパターンはいろいろございまして、1つの例として野球を挙げますと、神岡中学校単体だけ、古川中学校単体だけでは9人集まらないということでございます。ですので、どちらかの地域へ行って9人揃えて活動するというところでございます。考え方としては古川町でやったり、神岡町でやったり、そして土日の時間が取れるときには例えばサン・スポーツランドふるかわの野球場を借りたり、あるいは坂巻公園野球場を借りて合同で9人揃って半日練習をするという形で活動されているということを聞いております。そのほかに巡回型とか、固定型とか、他市と連携するような形。野球では北稜中学校も加わって、大会に向けて練習をしているというケースもございます。今までの部活とは違った形で活動されるということになります。

議員おっしゃったように会場まで行く交通の便は今まで以上に対応しなければならないということで、公共のバスとか、借り上げタクシーとか、いろいろな部分でどうしてもお金が必要になってきますので、そういったところに地域クラブの活動費ということで補助を打っていくことも考えています。今はまだ活動に係るデータを取っているところで、どのぐらいのお金が要るとか、どのぐらいの活動の負担が要るとかを実証実験の中で調査しておりますので、令和7年度に向けてしっかり対応していきたいなと思っております。

○3番（小笠原美保子）

最後のところで、保護者への説明会をこれから随時やっていくというお話だったんですけども、私小学校のお子さんを持ったお母さんと話をしていたときに、何より情報がなかったから多分不安だったと思うんです。現在どうなのかとか、今後どうなのか、手探り状態だとは思いますが、現状が分かればもうちょっと違っているのかなという気はします。保護者の負担というか、その関わりがすごく大きくなってくるとは思うんですけども、そういったときに保護者の方のお考えというものも様々持っていらっしゃると思いますし、ひょっとしたら指導者が薄いというお話

も赤裸々にされれば、「いや、私それならできますよ。」というお声もあるのかなという気はするんですが、保護者との説明会というのはどういう方向でやっていかれるのか、ざっと教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

地域クラブの保護者との話し合いですけれども、まずはクラブの保護者と指導者、あるいは教育委員会の地域クラブ推進室の三者懇談といいますか、そういった機会も考えられると思います。そこでいろいろ要望とか課題とか、そういったことは吸い上げていきたいと思っております。

あとアンケート結果によりますと、まだ完全にこのことについて保護者さんのほうで理解をしているという方も若干いないように思われますので、そのところの周知も深めていかなければならないと思います。今議員がおっしゃっていたように、部活が地域クラブに移行するという、ある意味、部活の大きな変革でございますので、そのところはしっかり保護者さんが変わっていくということをご認識いただいて、子供に種目をしっかり選んでいただいて、この部活という思春期の大事な期間を何も活動しないということではなくて、いずれかの地域クラブに入って、あるいは地域クラブには文化系もございますので、美術とか、情報とか、吹奏楽とか、合唱とか、そういったものもございます。スポーツばかりではございませんので、そういったところに入っていただくようにしっかりとした受け皿をつくってまいりたいと思っております。

○3番（小笠原美保子）

確かに今のお話を伺っていて思ったんですけども、きっと部活動とかクラブというところの歴史を塗り替えるときなのかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。自分もそうですし、自分の育てた子供たちのことを考えてみても、学校生活の中で部活動ってすごく大きな大きなものであって、同級生だけじゃなくて先輩がいたり、様々な年代で関わるし、いろいろな学校へも出かけますし、人間関係とか、努力することであるとか、いろいろな学びがある場所だと思います。本当にかげがえのない場所だと思って、これからもよろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。次は、いじめと子供の心の教育について質問いたします。いじめを原因とする命や心身に重大な危険が生じる事案が社会問題化する中、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、これに基づき、文部科学省は「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、地方公共団体や学校においてもいじめ防止基本方針の策定や、いじめ防止のための組織的対策を講じるよう呼びかけています。飛騨市においても、小学校、中学校ともにいじめ防止基本方針が定められて、誰もが安心できる学校づくりに取り組んでおられます。

いじめは子供の人格形成に大きな影響を与えるのみならず、時に心や体に重大な危険を生じさせることがある、決して許されない行為です。かつては喧嘩両成敗という考え方から、いじめをする側とされる側の双方に問題があると考え、悪質ないじめが発生しても加害者と被害者が明確に分けられず、結果的に立場の弱い被害者が学校に行けなくなったり、悲劇的な事例が全国で繰り返し報告されてきました。

いじめが発覚しにくい理由として、いじめに遭う側に3つの心理があると言われます。1つ目は、人に知られたくないということ。いじめられていることは恥ずかしいことで、できれば人に

知られたくないという気持ちです。2つ目は、親に心配をかけたくないという思いです。これは親としてはつらいものでありますが、子供は親に心配をかけたくないとして学校で起こっていることを隠し、何もなかったように親と向き合います。3つ目は、報復に対する恐怖心です。先生や親に報告することで、さらにいじめがエスカレートするのではないか、誰にも守られないのではないかという恐怖心があるということです。以上の3つの心理が、いじめに遭っている被害者の子供が事実を隠そうとしてしまう理由であり、発覚までに時間がかかってしまいます。いじめは特別なものではなく、どこでも起こり得るもので、誰もが当事者になり得るものであると認識することが必要です。そこで、飛騨市の子供たちが安心して学校へ通えるよう、取り組みをお尋ねいたします。

1つ目は、いじめを把握するための取り組みについてです。各学校において実情に沿った具体的な取り組みが必要です。いじめを把握するために、子供たちへの生活アンケートやSOSを出しやすい取り組みはどのようなものでしょうか。また、家庭で気が付いて保護者が悩むパターンも少なくないと思いますが、相談しやすい体制になっているのでしょうか。早期の対応につながっているのでしょうか。

2つ目は、学校内外の相談窓口設置についてです。全国的に不登校の増加やスクールカウンセラーなどの専門職の不足で、学習用端末を利用して子供たちが相談しやすい窓口の設置が進められています。名古屋市では小学4年生から高校生までを対象に、学習用端末から24時間相談できて、臨床心理士らが応じています。岐阜市は心の状態を入力するアプリを活用し、心の状態を5段階で入力できるほか、悩みを相談したい際には「きいてほしい」ボタンで校内の教職員を指名すれば、その日のうちに対面で相談に乗ってもらえます。学校以外の人に聞いてもらいたい場合には、岐阜市子ども・若者総合支援センター24時間対応ダイヤルが表示されます。命の危険がある場合や学校が把握していない早期発見につながるなどのケースにもつながっているとのことです。学校へ行きにくい子供にとって相談しやすく、自分のことを親身に考えてくれる場が身近にあることは心強いと思いますが、お考えを伺います。

3つ目は、いじめが把握された場合、被害者児童生徒、加害者児童生徒、それぞれの保護者への対応はどのようにされているのでしょうか。いじめは子供対子供の議論だけではなく、その根本的な解決のためには親や先生、学校、教育委員会、自治体などで問題意識を持って力を合わせて取り組む必要があると考えられています。子供たちがいじめに悩み、苦しむことのないように、そして将来にわたり心に傷を負って生きていくことがないように、安心して学べる学校にしなくてはなりません。お互いを理解することや解決に向けて根気よく丁寧に向き合わなければなりません、どのような取り組みをされていますか。

4つ目は、子供たちの心の成長のためにできることをお尋ねいたします。学校は人と人との関係を学び、社会に出るまでに人間として生きる基本的な道を学ぶ大切な場所でもあります。いじめという行動の善悪、何が正しくて何が間違っているか、自分がされて嫌なことはほかの人にしないようにする。逆に自分がされてうれしいことを人に対してしましようなど、当たり前のことですが、基本的な人格を養成する心の教育が大切です。家庭生活では保護者、学校生活では教師が倫理感を高めて子供を導いていくことになりますが、どのような取り組みをされているのでしょうか。また、教育長にはこれまでの立場や経験を踏まえられ、いじめや心の問題に対峙するに

当たってのお考えをぜひお聞かせください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

それでは、いじめを把握するための取り組みについてのご質問からお答えします。飛騨市の小中学校においては、人権教育のもと、いじめや差別を絶対に許さない学校・学級づくりに真摯に取り組んでおります。その上で、いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る問題であることを認識し、いじめを把握することに努めております。具体的には、大きく3つあります。1つ目は、毎月の学校生活アンケートの実施です。学校生活を楽しく自分らしく送るためのアンケートであることを示した上で、項目の中で、自分や友達が困っていること、困っている内容の中に「いじめられている」の選択を設けています。アンケートは記名式ですので、「いじめられている」の回答があった場合には、その日のうちに面談等を行い、迅速な対応につなげております。取り組みの2つ目として、教育相談週間を設け、児童生徒全員が担任や希望する職員に相談する機会をつくり、一人一人の思いを聞けるようにしています。3つ目は、個人ノートや生活ノートといった児童生徒が日常的に記している日記からの把握です。これはいじめの把握だけを目的に行っているものではありませんが、担任と児童生徒との継続したやり取りの中から見えてくるものもあります。このように、様々な方法や場面を工夫しながらいじめの把握に取り組んでおります。

保護者の相談については希望制ですが、個人懇談や家庭訪問を行い、個別に相談できる機会をつくっています。また、担任はもちろん、教育相談担当や管理職も、いつでも窓口となることを周知しています。ただ、年齢が上がるにつれて、いじめの認知件数は減ってきています。これは人間関係づくりや感情コントロールの成長とも取れますが、いじめが表面化しにくい、把握しにくい状況にあるとも取れます。いじめを早期に発見するためには、学校、家庭、地域が連携して、日頃から子供たちの小さな変化を見逃さないこと、ささいなトラブルであっても、その裏にある子供同士の思いを捉えいじめを見逃さないことが大切です。いじめは見ようと思って見ないと見つけにくいという危機意識を持ち、身近にいる大人が高いアンテナを立てて見守りや指導をしていく必要性を確認しています。

次に、SOSを出しやすい取り組みについてです。先ほど申しましたように、把握するためのいろいろな場の設定はしていても、なかなか言い出せない児童生徒がいることも事実です。そこで、学校ではスクールカウンセラーによるSOSの出し方授業を行っています。気持ちの伝え方やストレスの対処法など、専門家が発達段階に応じた内容で行うことで、誰かに相談できることや互いに支え合うことの大切さを学んでいます。

また、学校では普段から児童生徒の様子を注意深く捉え、表情や声などから、悩んだり困ったりしているかもしれないと捉えた児童生徒に対して、「どんな調子かな。」という意味で「どう。」と声をかけ、心配している気持ちを伝え、SOSを出しやすくすることにも努めております。

次に、学校内外の相談窓口設置についてのご質問にお答えします。議員がおっしゃったとおり、いろいろな相談窓口を提供することは大事なことです。先ほどお話したとおり、校内の相談窓口を充実させるとともに、校外の窓口として県教育委員会の「子供SOS24」や「教育相談ほほえ

みダイヤル」等電話相談窓口や、国が行っている「中高生SNS相談」、法務局の「こどもの人権SOSミニレター」等の情報を全員に配布し、周知しております。

また、議員の言われるアプリの活用については、文部科学省より出された「一人一台端末を活用した健康観察・教育相談システム一覧」を7月に各学校に周知したところです。飛騨市でも一人一台端末を活用し、自分の心の状態を「こころの天気」というアプリで表す方法を試みている学校もあります。学校の職員や家族だけでなく、学校外の大人に相談できる窓口が多数あることはとても重要なことです。また、SNSやアプリの利用で相談がしやすくなる子もいます。引き続き、窓口を知らせたり、アプリを有効活用したりしながら、多様な相談の場を活用できるように進めていきます。

次に、いじめの当事者、保護者への対応についてのご質問にお答えします。いじめを認知した場合は各学校の生徒指導主事が中心となり、チームで迅速に対応します。まず、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒、周りにいた人たちなどから事実確認を丁寧に行います。いじめを受けた児童生徒に対しては、その苦しい、つらい思いを十分に受け止めます。あなたのことを絶対を守ることを伝え、場合によっては心身の安全の確保のため、別室での対応やスクールカウンセラーのカウンセリングを行います。いじめを行った児童生徒には、いじめの行為と相手を大切にできなかった心について振り返らせるとともに、いじめを行った背景、心の内に寄り添い、いじめを行った児童生徒にもスクールカウンセラーとのカウンセリングや継続的にソーシャルスキルトレーニングを行っていくこともあります。謝罪は大切ではありますが、形式的な謝罪に終わることがないように、それぞれの心に落ちる指導に努めております。また、指導後もすぐにいじめは解決するとは言えませんので、その後の様子を見守ること、個別の声かけを継続していきます。

該当の保護者に対しては、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒の両方の保護者に丁寧に伝えます。いじめを受けた側、いじめを行った側のどちらも、これからの子供の成長のために何ができるか、どう支援するかを保護者と共有し、ともに子供を育てていくという関係づくりを大切にしております。

最後に、子供たちの心の成長のための取り組みについてのご質問にお答えします。児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間同士の交流ができる能力の素地を養うことがいじめの防止の基盤となることを踏まえて、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければなりません。相手を思いやる気持ちや互いを尊重する温かい人間関係づくり、そして児童生徒一人一人が様々なことに自分から挑戦して、小さな成功体験を積み上げ、自信を持って自分らしく前向きに受けられるように教育活動を進めております。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

○3番（小笠原美保子）

とても丁寧にありがとうございます。本当にいつも感心させていただくのですが、お子さんに対して結構きめ細やかに寄り添ってやってくださっているのが、私が今さらどうのこうの言うことはないんですけども、保護者の方の協力、もちろんしつけというものは家でするものなので難しいところもあるなと思うんです。先生方が教えるというのは、学校の間での集団の立場に立ってどうやっていくのかということだと思うので、そのところを子供たちに一つ一つ教えると

いうのは根気の要る仕事だし、それぞれ個性が強いと思うので大変だなといつも頭が下がっています。

お尋ねしたいんですけど、相談窓口とか心の状態の把握というものに関していろいろな方法でやってくださっていて、その取り組みの中で未然に把握できたとか、対応ができたという事例は多いのかなと思うんですが、いかがですか。教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

今申しましたように、生活アンケートやいろいろな場で子供の把握ということを全力で取り組んでいるわけですが、本人からの訴えが多くて、4月から7月の調査によりますと全体の68%を占めています。特に小学校低学年の子たちが、いわゆるささいな言動、行為についても自分の心が痛んだり、傷ついたなというものについて躊躇なく答えてくれているという様子があります。児童生徒、保護者も含めて、教職員との信頼関係を築いていくということが今成果としてあがっているかなということを思います。

○3番（小笠原美保子）

今教えていただいた中で、7月までに68%が本人からだったという話なんですけど、本人からあったと分かったらその日のうちに面談をとさっきおっしゃったと思うんですけども、その日のうちにそういう子たちに個別にお話を聞いたりしているということですか。残りは周りから、あの子いじめられているという話ではないかと思うんですが、そういうときにはどういうふうに対応されているのか教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

先ほど答弁でもお伝えしましたように、いじめが認知された場合にはまずその日のうちに対応するというのを全学校で徹底しています。要するに、記名ではありますので誰がということは分かりますから、当然、周りの子供たち等には配慮しながら個室で面談をするといったような対応をしながら、それを組織的な対応に、そして解決につなげております。

また、本人ではなくて周りの子供たちの中でいじめの心配があるといったことを伝えてくれる場合には、その声の事実確認をした上で、いろいろな人間関係の中で、この話を当事者にもして解決につなげていくよということを了解を得ながら、丁寧に人間関係を築きながら迅速な対応をしております。もちろん子供たちからのアンケートによる訴えだけではなくて、保護者であるとか、教職員が見つけたということもありますので、そのような場合においてもその日のうちにと迅速な対応を徹底しております。

○3番（小笠原美保子）

そのところは声をあげたらあげたようにちゃんと対応してくださるということですよ。学校内外の相談窓口も国や県で、電話やタブレットでやるのであればどこであろうとすぐ対応していただけると思うので心強いと思っています。

3つ目に、いじめた子とか、いじめられた子とか、その保護者への対応ということを伺ったん

ですが、された子であろうと、やった子であろうと、事実確認をしてそれぞれで心に寄り添っていく。いじめられた子もちろんですけども、またしてもいじめてしまう子というの何かしら心につらいものを持っているのかなという感じがします。ほとんどが家庭の問題であったりするのかなと思いますけども、例えばご家庭に明らかに原因があるのではないかなというときには、その保護者とはどのように対応されていくのか教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

保護者、家庭のことについては、学校の職員対保護者だけではなくて、飛騨市においては地域生活安心支援センターふらっと等、非常に環境が整っておりますので、総合福祉課等と連携を図りながら組織的にその部分でも取り組んでいるところでございます。

○3番（小笠原美保子）

結構いろいろな機関があるので心強いと思います。

1つ気になっていたんですけども、私の受け止め方が悪いのかもしれないんですけども、形だけの謝罪はしないのかなというふうに取ってしまったんですが、私が思うのは、例えば子供本人が悪いと思っていなくても、自分の目の前で、自分のお父さんやお母さんが相手に頭を下げて謝れば、子供もそれを見て思うところはすごくあると思うんですよ。そういう姿勢というのは大事だと思うんですけども、そういうことに関してはどう思われますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

いじめを行った児童生徒が謝罪をするということについては、まずはその子自身の心に落ちて、本当に仲間を傷つけてしまったと心から思ったところで心から謝罪をするという、そのことを大切に丁寧な指導をしているというのが基本にあります。ただ、今議員がおっしゃったように大人が姿を示す、心を示すという意味では、保護者の方が心から謝罪をされて、それに心を打たれるという児童生徒の姿もこれまでもございました。そういった点も、子供を育てていくという意味では大事にしていきたいことだと思います。

○3番（小笠原美保子）

心は見えないので難しいとは思うんですけども、4番目に道徳心を養う道徳教育もされている、お互いを尊重し合うという話もされていましたが、今の道徳はどういうふうなのか分かりませんが、人として生きる道というか、徳の道を教えるものだと思うので、そこをどうやって子供たちに伝えていこうというのは先生も様々な努力が必要なのだろうなと思っています。

前にアンガーマネジメントの話をここでさせていただいたことがあって、結局、自制心ですよ。かっとなってもそのまま口に出すのではなく、一旦飲み込むであるとか、かっとなること自体も問題だと思うんですけども、まずはそのコントロールをしていく。以前学校でも取り組んでいるという話を伺ったんですが、今はどうなっているのか教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

先ほどSOSの出し方の授業を実施しているというお話がありましたけども、それとも関わるんですが、やっぱり自分の感情をコントロールするという意味では、どう気持ちを表現するかということで、それがより望ましい形で出せるようにいろいろな手法を実際に体験しながら、いわゆるソーシャルスキルトレーニングを学校でも継続して行っております。

○3番（小笠原美保子）

そのところは、ぜひ力を入れてもらえるとありがたいなと思います。なんでかという、大人になってもそういう方がいらっしゃいますので、子供のうちの訓練というのは大事ななと思います。これは身につけていくものだと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

子供は素直ですし心も軟らかいのですぐ対応できていくと思いますし、相手の立場に立って物事を考えるとか、お互いを尊重し合うとか、この子はどうしてこういうこと言うのかなと考える機会を設けるといのもすごく大事なことですし、そういう子に育ててほしいなとも思っています。これは学校生活だけではなくて、お仕事をするようになって、どこへ行っても役に立つとか、その子の人生だと思しますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。安心して遊べる公園の整備についてお尋ねをいたします。杉崎公園がリニューアルされて親子連れが多く訪れています。広くてきれいな使いやすいトイレ、屋根のついた休憩所もあり、ゆっくり過ごせるため大人気です。何より大型複合遊具がたくさんあり、飛騨地域最大級で、休日にはとてもにぎわいます。

わざわざ萩原町や小坂町から親子で頻りに遊びに来てくれるファンの方とお話をする機会がありました。遊具が豊富なことはもちろん魅力ですが、場内が児童、幼児、乳幼児のゾーンに分けられ、それぞれの年齢層に見合った遊具が設けられていることがニーズに合っていたとのこと。兄弟で遊ばせたくても、下のお子さんがまだ小さいと遊べる場所が限られてしまっていますが、それぞれが楽しめるため、家族揃っていつも遊びに訪れてくださいます。千代の松原公園をはじめほかの公園でも未就学児が遊べる遊具や年齢のゾーンの設置を進めていただけると外で遊ぶ子供たちが増え、家族揃って楽しい時間が過ごせると思います。計画やお考えなどをお尋ねいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、安心して遊べる公園の整備についてお答えします。杉崎公園は令和4年のリニューアルオープン以来、これまで多くの方々にご利用いただき、公園内を3つのゾーンに分け整備したことで、安心して遊んでいただける公園として高評価をいただいております。特に小さなお子様を想定したエリアにはフェンスを設置し人工芝を施したことで、保護者同士の交流も広がっているとも伺っております。

他の公園でも同様の整備ができないかとのお尋ねですが、年齢層別にエリア分けした整備を行

うにはある程度規模の大きい公園に限られることから、既存の公園の中では神岡町の坂巻公園、古川町の千代の松原公園において整備可能と考えられます。

まず、坂巻公園につきましては乳幼児ゾーンと幼児ゾーンにエリア分けし、各種遊具の整備を今年度から2か年で実施する予定です。また、千代の松原公園につきましては、令和5年度に地域の代表の方や中学生を交えてワークショップや子育て世代からの聞き取り調査を行いましたので、それらの意見をもとに整備方針を検討したいと考えております。なお、河川敷の公園であるため、洪水時には浸水することが想定されており、遊具等の設置に制限があることも考慮しながら内容を検討したいと考えております。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○3番（小笠原美保子）

千代の松原公園の近隣の方たちに、どうなっているのという声をよく伺うんです。健康増進のための器具とかが置いてあるんですが、あんまり健康増進につながってないとよく伺います。計画があるという説明は何っているんですけども、地域の方ほどそこら辺を気にしていらっしゃると思うので、今後ずっとお知らせをしていただけるとありがたいと思うんですが、この先はどういうふうに計画されているのか教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

千代の松原公園につきましては、ワークショップとかアンケート調査をしました。現在そのアンケート調査の結果がホームページのほうで公表しております。その中には意見もあったんですが、そういったものをしっかり把握しながら、河川敷ということで管理者が岐阜県になりますので古川土木事務所に計画した案を見ていただきながら、可能なもの、制限が必要なもの等を協議しながら次の段階に進めていきたいと思っております。

それから、整備するには国の有利な補助事業を探すことも必要になってきますので、そのために何が必要かを検討していきたいと考えております。いずれにしても、一つ一つ段階を踏みながら実現に向けて整備をしていきたいと思っておりますけども、洪水時に支障とならないようなものしか設置できないということもありますので、今のところは広い芝生広場の中で噴水を考えたりとか、バーベキューができるようなところを考えたりというような整備を考えていきたいと思っております。

○3番（小笠原美保子）

そういうふうに説明していきますのでよろしくお願いします。

杉崎公園ですけど、私は杉崎公園のトイレをのぞいてきてきれいだと思ったんですが、たまたま昨日知り合いのお母さんと話をしていたら、お子さんたちは広すぎて怖いのか、暗くて怖いのか分からないんですけども、トイレが怖いという要望を出したことがあると伺ったんですが、私把握してなくて、どういった経緯でどういうふうに対処されたのか教えてもらえるとありがたいです。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

子供たちからの意見を聞いたときに、トイレが暗くて怖いというふうに聞いておまして、今LED照明に変えてトイレの中を明るくして非常に環境的にはよくなったというふうに思っております。それ以外のところでもし対応できるのであれば、また前向きに検討していきたいと思っております。

△市長（都竹淳也）

ちょっと補足をします。実は今の話は、去年古川西小学校へ訪問に行きましたら6年生の子供たちが杉崎公園をこういうふうにしてもらいたいというのを、子供議会を開いて検討して、その案をみんなで賛否を論じて決めるという取り組みをやっていてとてもよかったので、6年生の2クラスのうちの1クラスだったものですから、もう1つのクラスとも相談して6年生全体で話し合っ、できればほかの学年とかお父さん、お母さんに話を聞いて、市長のところにも要望を持っておいでと言ったんです。そうしたら、秋に本当にかなり真剣にまとめたものを私のところに持ってきてくれて、これを実現させていこうということで今年度予算から順番にそれを実現する手段を検討しているところなんです。その先駆けで、とりあえずやれるものやろうということでトイレの照明を明るくしたり。雨が降っても屋内で遊べる空間がほしいとか、東屋がほしいとか、実はいろいろありました。

もちろんできるもの、できないものがあるんですが、子供たちが提案したことが実現すること自体が学校にとっても、子供たちにとっても自信になることだと思うし、これ自体が教育になることではないかということで、これについては今優先的に企業版ふるさと納税とかで財源を探している最中なんです、そういうことも含めてやっていきたいということを思っておりますので、そんな取り組みをしているということで申し上げさせていただきました。

○3番（小笠原美保子）

とてもすばらしいお話で、子供たちも張り合いがありますよね。言っておしまいでなくて、それが形になるとなったらやっぱり地域のためのことを一生懸命考えて、愛着心も湧くと思えます。

これは通告にないんですけども、あるお母さんに言われたのが、遊具が豊富でとてもいいんですけども、何といても5～6年生の子が遊びにくいという話を伺ったんです。前の杉崎公園はもうちょっと対象年齢が大きい子向けの遊具の形だったような気がするんです。今の遊具はカラフルでとてもいいんですけども、多分6年生ぐらいの子たちが遊ぶには気恥ずかしいのか、物足りないのか分からないんですけども、例えば森林公園とかちょっと離れた場所でも行けるのかなと思えますけども、もうちょっと対象年齢の大きい子向けのものを造ってもらえるとありがたいんですが、もしお子さんからそういうお声があったら考えますか。どうですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

そのような話は私も今日初めて聞いたものですから、そういった声があるということですので検討の中に入れていきたいと思っております。

○3番（小笠原美保子）

言ってよかったです。よろしく願いいたします。

子供たちは減ってきていますし、飛騨市にとっても大切な宝なので、可能性を信じてみんなで温かく育てていけたらいいなと思っています。今後もよろしく願いいたします。質問は終わります。

〔3番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で3番、小笠原議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（井端浩二）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は、午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後4時12分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

井端 浩二

飛騨市議会議員（1番）

佐藤 克成

飛騨市議会議員（2番）

中田 利昭